

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年2月25日 午前10時00分 招集
2. 令和4年3月14日 午前10時00分 開議
3. 令和4年3月14日 午後3時04分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	河 崎 徳 雄	20 番	湯 浅 正 司

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	阿 部 節 生
土木部長（水道局長）	藤 田 浩 司	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	井 野 孝 文	総 務 課 長	村 山 健 一
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	政策防災課長	山 本 繁 樹
ほ け ん 課 長	山 中 昭 人	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	加 藤 勇 二 郎	人 権 啓 発 課 長	市 原 吉 治
市 民 課 長	森 永 智 保	まちづくり課長	荒 木 仁

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本 山 英 二	議会事務局次長	市 原 多 喜 男
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

これより順次一般質問を許します。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） おはようございます。今期一般質問の1番を務めます15番議員、五嶋義行です。

今、世の中は、一昨年から続いております新型コロナの感染症で全世界的に疲弊しております。そういった中で、ロシアのウクライナへの侵攻、それに伴って、西側諸国の経済制裁で、資源のない日本はそういう影響をもろに受けそうな感じがしています。ガソリン、小麦、その他いろいろの値上げが心配されております。ただ、この世の中を見ても、本当に我が国一国だけでは成り立たない。グローバル化した、この世の中であって、早く解決されることを望みたいと思います。

阿蘇は、先日、野焼きも終わりました。今年の野焼きは、空気が乾燥した関係で非常によく燃えて、けが人も出るようなことになりました。いろいろ防火帯の問題とか、服装の問題とか、今後また解決していかなければならないと思っております。やけどをされた方の一日

も早い回復を願っております。

それでは、一般質問に入ります。

阿蘇市の西の玄関口構想ということで、このことは、旧阿蘇町時代から「赤水・車帰は西の玄関口」と言われてきましたが、平成 28 年の熊本地震で特に阿蘇の西地区の被害が大きく、西の玄関口が大きく傷つきました。地震から 6 年が経って、あらかたの復旧も終わり、いよいよ本格的な阿蘇西玄関口整備を考え、今回の質問に上げました。すべての項目で西の玄関口構想ということにかかってくるかと思いますが、よろしくお願いします。

まずは、交通アクセスについて、令和 2 年 10 月に開通した北側復旧ルート、国道 57 号現道の通行量が分かれば教えてください。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。お答えいたします。

国道 57 号現道の交通量につきまして、震災前、平成 27 年 10 月、1 日当たりの交通量は約 2 万 7,600 台、開通後、令和 2 年 11 月現在、現道で 1 万 5,500 台、及び北側復旧道路で 1 万 3,400 台となっております、合わせて 2 万 8,900 台となっております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ありがとうございます。

北側復旧ルートが 1 万 3,400 台、国道 57 号現道が 1 万 5,500 台、1 日ですね。これは意外に思ったんですが、私はてっきりトンネルのほうで 7 割ぐらいの量で多いだろうと思っておりました。後からの質問に影響するかもしれませんが、次の質問に移ります。

車帰インターから一般道路の接続の問題ですが、高速から降りて、いきなり一旦停止し右折するようになっております。本来であれば助走路があって合流したほうが良いと思いますが、今までのところそういう交通事故等の問題は起きていませんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 交通事故のお話は聞いておりません。今の構造としましては、計画交通量をもとに整備された一般的なアクセス、ランプの構造ということでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 私なりに、解決策としては、右折は本来ならばあの道ならアンダーパスで下をくぐって、助走路で菊池赤水線に入るほうが良いかと思いますが、オーバーパスは高速があるから無理だと思うんです。だから、アンダーパスで抜けて、右へ行くということは考えられませんか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 先に述べましたように、車帰インターチェンジの利用者の交通量と県道菊池赤水線の交通量と経済性とか土地の利用状況あたりを総合的に勘案しまして、今の構造になっていると思っています。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 分かりました。大体そういうことだろうとは思いましたが、次にデザイン性のある看板ということで、一般の家庭であれば玄関口からお客様は座敷のほうに

案内します。阿蘇西地区から入ったら、座敷は内牧ではなかろうかと思います。そのときに、車帰、赤水、内牧という流れのデザイン性のある看板の設置というのはいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の赤水から内牧の方面にデザイン性のある看板をとということでございます。本当にあれば非常に便利でいいかと思います。ただ、やはり国立公園内でございますので、必要最低限ということは出てくると思います。それと、今、カーナビゲーションの性能が非常によくなっていますし、看板設置といいましても非常に費用がかかります。長期管理も必要になってきます。今、観光課でも既に 150 か所の看板を維持管理しております。そういう関係もありまして、カーナビの性能も踏まえて、必要性をもうちょっと考えさせていただいて、そして世界文化遺産登録を目指しておりますので、そういった問題とともにしっかりと慎重に今後も検討していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そういう流れをするならば、今、県道 149 号の改良要望が出ておりますが、そういう改良をして、山付きをどうしてもやっぱり内牧に行くほうがいいかなと思います。その辺の流れるにはいかがお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 千枚田の中に行くというルートは、とてもいいと思います。観光客の方たちとか、初めて来た方たちが、安全上どうしても案内板がないと難しいという場合は、熊本県阿蘇地域振興局が御相談に来てくださいますと、制度がないわけではございませんということです。そういった場合には建設課長と相談して、県にも御相談したいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 県道の改良をお願いしたら、常に「阿蘇市と協議して」という言葉が返ってきます。だから、いかに阿蘇市が積極的にそれに臨むかということが県の工事の改良につながるのではないかと。特に県道 149 号には古い観光名所もありますし、的石があり、産神社があり、いろいろとですね、そういう意味で、ぜひその辺の積極的な阿蘇市の改良するという気持ちを高めていただきたいと思います。これは建設課のほうですか。建設課長。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 県道 149 号の改良を以前から御要望されております。現在、平成 24 年の水害とか地震等で整備が遅れておりますバイパス工事が、今、優先的に一の宮のほうで行われておりますので、そのあたりの完了を見越しまして、また積極的に要望を行っていきたく思っています。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ積極的な要望をお願いいたします。

次に、国道 57 号現道の積極的な観光アピールということで通告しておりますが、先ほど通行量を聞いてみますと、かなりみんな分かっているんだと思いました。現道が結構通行量

が多いんですね。そういう、本当は 7・3 ぐらいでトンネルが多いのではないかと思ったものですから、こういう通告をしました。

しかし、現道をもっともっとアピールして、観光面は、仕事で急ぎの人はトンネルを通ってください、ゆっくり観光ができる人は現道で阿蘇に入ってくださいということでアピールしてもらいたいと思いますが、どんなアピールの仕方がありますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 議員がおっしゃいますとおり、土曜・日曜はあちらの現道のほうも大変混んでおります。あの道路は、確かに南阿蘇方面とつながっておりまして、山上に行く下野線もあるということで、私たちも非常に重要な路線と考えております。

アピールですけれども、西部地区の開発に取り組んでいこうと来年度思っておりまして、やはり皆さんとあそこの見どころをしっかりと見いだして行って、ストーリーをちゃんと作っていかなくてはいけない。赤水とか尾ヶ石も含めまして、あの周辺でどれだけオリジナルな観光スポットが見いだせるのかというのを、いま一度皆さんと話し合いをします。そして白雲山荘が建物も全部できておりまして、近くオープンされます。そうなってくると、宿泊客が散策をされます。大きなレストランもできますので、人の流れがあの中で出てくるわけです。もちろん T SMC のことも含めしっかり 3 年後、4 年後を念頭に置きながら、西部地区の開発というのは皆さんとこれからワークショップをさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ積極的なアピールを。非常に通りやすい道路になっておりますので、あそこからもどんどん阿蘇に入ってきてもらおうと。そうやって阿蘇にたくさんの人が入ってくるようになると、阿蘇に入った途端に、やっぱり地震の後の空き地が非常に目立ちます。そこで、これはまちづくり課長ですか、空き地対策、移住・定住のその辺は阿蘇西部地区でどういう考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

移住・定住、空き地対策という形になります。私たちまちづくり課としましては、子育ての環境、阿蘇市の子育ての充実度、また生活環境の利便性のよさ等を十分 P R していきたいと考えております。その中で、関係人口の増加または人が流出しないようにという取組の中で、これまでも、ふれあい市場「あかみず」を起点に移住体験ツアーをさせていただいております。移住説明会等も積極的に行いながら、なかなか移住・定住というので、西部地区方面だけというのは非常に難しいところがございますので、西部地区も含めて阿蘇市全体の移住促進に努めているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ積極的に進めてほしいと。聞くところによりますと、結構、赤水駅周辺で今新しい住宅が建っているような状況ですので、J R がある、国道も通った、そして高速道路のインターも近いということで、ぜひその辺の移住・定住を積極的に進めて行ってほしいと思います。何か答弁がありましたら。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 私たちまちづくり課としましては、今、議員がおっしゃいますように、空き地・空き家関係については空き家バンクの運用をしております。そちらの運用等についても推進していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） まちづくり課長、ありがとうございました。

そうやって国道現道をアピールして、国道から阿蘇に入ってくる人が大変増える。増えると、先ほどの空き地問題ではないんですが、左側の外輪山を見ると、採石場の山崩れが何かもろに目に入るわけです。この採石場は、このままではいけない。景観を何とかしないといけないということで今回一般質問に入れましたが、まず採石場の歴史ですか、経緯ですか、その辺を分かる範囲でお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） おはようございます。

それでは、ただ今御質問のありました車帰採石場ということで御説明させていただきます。改めまして、おっしゃいました経緯、歴史について御説明させていただきます。

昭和 29 年から昭和 43 年にかけて、3 つの事業者と旧阿蘇町直営の 4 者で順次採掘が開始されております。

昭和 54 年には国立公園計画の再検討によりまして、当該地は特別地域ということになりましたことから、新規の採石行為はできなくなりましたが、倒産しました 1 事業者を除いた、残りの 3 か所の採石については既得権ということで継続して採石が認められております。

その後、昭和 58 年になりますけれども、当時の細川県知事が採石行為によって景観が損なわれるということを心配されまして、それを受けて、熊本県が採石場の終掘・緑化に向けて各事業者との協議を始めて、平成元年には倒産した事業者の採石跡地につきましては熊本県が緑化工事を実施して、また同年の平成元年には旧阿蘇町直営の採石場につきましては熊本県と旧阿蘇町におきまして終掘・緑化に関する協定が締結されまして、平成 8 年に終掘、翌年、平成 9 年に跡地の緑化工事が完了しております。

残る 2 事業者につきましては、平成 14 年に事業者と地元との間で平成 28 年を終掘期限とする協定が締結されまして、その後、九州北部豪雨災害、また熊本地震、そういったことに伴います防災対策、また緑化工事などを経て、令和 2 年度に作業が完了して、廃止届が熊本県に提出されて、受理されております。令和 2 年度に終了ということになっております。

現在は、採石法に基づきまして、令和 3 年度から令和 4 年度までの 2 年間、熊本県の管理下で安全・維持管理期間という状況でございます。

経緯につきましては以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今、経緯を詳しく教えていただきました。その中で、阿蘇町が平成元年ですか、阿蘇町が採石をやめた理由と、いつやめたのか。終掘は平成 8 年ということ

で伺いましたが、まず阿蘇町がやめた理由は何でしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 先ほど申し上げましたが、熊本県知事が景観に配慮していないといけないという部分がございます、旧阿蘇町と協議を始めたということで、当時の状況はよく分かりませんが、地元からのお話もあったかもしれません。旧阿蘇町が終掘に向けていこうという折り合いといいますか、そういう形になったんだろうと思います。

旧阿蘇町直営につきましては、平成9年にすべて緑化工事も含めて採石が終了しております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 平成9年ということは、終掘してから25年ですか、25年ぐらいたたないと、今、あの阿蘇町のような状況にはならないということですね。

次の質問に入りたいと思いますが、これは後につながりますので、世界文化遺産登録を、今、阿蘇市は目指しておりますが、採石場のあの状態では影響が出るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

世界文化遺産登録に向けて影響はどうかという御質問でございますが、現在、阿蘇世界文化遺産の資産範囲について、熊本県が主催する有識者の学術会議ということで検討が進められております。車帰の採石場におきましては、阿蘇市につきましては世界遺産に影響があるかどうかというのは議論されていない状況でございます。今後、学術委員会に諮って、専門の先生方の意見や判断を聞き、助言をいただいて、対応していこうと考えております。

まずは、暫定一覧表に加えていただくよう、県、それから阿蘇地域内の景観保全や対象になる文化財の指定を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 私は専門家ではありませんから、素人目に見ても、あれは世界遺産にはおかしかろうと思いますが、その辺は、課長の私見でもいいです。あれでいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 世界遺産の登録の基準というのがございまして、その中に伝統的な居住形態、それから土地の形態、野焼きをやっているとか、こういう草原を守るとか、そういう顕著な見本であるという、そういう基準を満たす部分でもありますので、世界文化遺産に向けて、保護に向けて、阿蘇郡市、熊本県内、この地域の全体が一体で盛り上げていくという、こういう地域のアイデンティティーをつくっていくことが今のところ大事ではないかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） そうですね、登録基準ということで、できれば最終的なベンチカットが終わって、なだらかなベンチカットができて、若干緑地も増えるような、そういうふ

うになってほしいと思いますが、分かります。

次の質問に移りますが、車帰地区からも要望が出ておりますように、県の終掘条件としてのベンチカットです。ただ、今の状況は、とてもじゃないが、緑化するような状況じゃない。真っすぐ切り立ったような状況ですから。車帰地区もなだらかなベンチカットができて、将来災害の心配がないようなベンチカットを望んでいるわけですけど、昨年ですか、熱海の土砂崩れの問題がありましたが、ああいうこともあります。そういう意味で、阿蘇市のリスクマネジメントはどういうものかお伺いしたいのですが、どなたか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 阿蘇市のといいますか、これまで熊本県の管理下にございまして、熊本県がこれまで安全対策をした部分につきまして御説明させていただきます。

おっしゃいましたように、終掘に向けて段々のベンチカット工法による作業が進められてきております。平成24年の九州北部豪雨災害、それから平成28年の熊本地震、それらを踏まえまして、最終的には令和2年度末までに採石場内におきましては、落石等の堆積土砂の撤去、それから雨水がたまらないようになだらかな勾配をつけて、もちろん地固めをして、整地を行っております。また、採石場内におきましては、沈砂池、またそこからの排水設備も整備をして、市道採石場線側につきましては、緑化による侵食対策を施しながら、土砂の流出を防止する土塁といいますか、土留めを整備されているところでございます。

市道沿いにつきましては、市のほうで3か年間かけましてU字溝の排水路の整備を行っている状況でございます。

これらの安全対策を実施した上で、熊本県も安全が確認できたということから、終掘の廃止届の受理をしたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 地震前には、村本砕石場には40万立米の大きな穴がありました。それが地震で崩れて、15万立米ぐらいに減っているんです。6割ぐらい山から崩れて、ベンチカットした部分が崩れて、その穴が埋まったと。その穴が埋まってから、今度は水が流れてなくなったわけです。大雨が降っても、下のほうに水が流れなくなった。ということは、地下浸透しているわけです。その地下浸透がどういう流れでいっているのか。地下にうんとたまって、後で一気に噴き出すようなことではないのか、その辺の調査はいかがですか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 地元からもそういう御要望というか、御意見、御指摘が過去にあったとお聞きしております。熊本県に伝えたところ、調査をした結果かどうか分かりませんが、すぐすぐに土砂災害のおそれはない、災害発生のおそれはないという回答を得ております。今後の状況を見ていきたいということでございました。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） その辺は今後の状況を見ながら。ただ、なだらかなベンチカットということで、あの切り立った岩盤は、一回崩して、ベンチカットをし直さないと、今のままでは絶対いけないと思います。だから、再度ベンチカットをやり直すということについて

は、いかがお考えでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 業者のほうで終掘に向けながらベンチカットをしてきたという状況でございます。熊本地震等によって崩壊も起きております。非常に切り立った地形でございまして、なかなか人の立入りも厳しいような状況でございますので、今のところ新たなベンチカットの予定はございませんけれども、関係部署と今後検討していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひその辺は、今のままで恐らく放っておかれるような状況です。ので、あれはやっぱり一回崩して、ベンチカットをやり直さないとうとうしようもないと思います。そして、下にかなり広い面積ができるんです。更地が。その跡地利用というのは、何か考えがありますか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 跡地利用につきましては、今のところ、特段計画はございません。ただ、おっしゃられるように、空き地ができますので、そういったところを有効に何か使える方法はないか、それも、今後、関係部署と協議を進めていきたいと思っております。今のところ、予定はございません。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 全国各地を見てみますと、結構採石場の跡地あたりに射撃場なんかできているんです。こういうのはいかがと思ひまして、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 今ございました御意見も含めまして、今後、関係部署と協議を進めていきたいと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ、何年前ですか、私も議員になってすぐに、一回この採石場の問題を質問したことがあるんです。アメリカの山に大統領の顔とかを掘るように、そういうことはできないかと。ところが、あそこは岩盤が違うから、そういう利用はできないということで。しかし、車帰区の人たちが要望されるように、なだらかなベンチカット、そして緑化ができて、地元の人たちが安心して住めるようにはしていかなければいけないと思ひしております。課長、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 跡地利用につきましては、おっしゃいました緑化というところで、どちらかという、隠していくという方法もあると思ひます。ただ、逆にそれを活かしながら見せていくという方法もひょっとするとあるのかなと思ひます。議員がおっしゃったように、何かつくって見せていくという方法もあるのかなと思ひますので、そういったところを含めて、世界文化遺産の関係もございまして、景観に配慮しながら、慎重にその辺は検討していきたいと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 3 年、4 年で県の今様子を見ていると。4 年を過ぎたら、完全に阿蘇市が管理者ということになるわけですね。だから、その辺のところは間違いのないような安全対策はきちんと取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 県の管理期間が終了した後につきましては、おっしゃいますように、市有財産でもございますので、また入会地でもございますので、市のほうでの監視下ということになってくると思います。地元とも協議をしながら、何かあった場合には対応していきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 地元と協議しながら、その辺の対策は取っていただきたいと。ありがとうございます。

次の3番目の阿蘇市パブリック・リレーションズ推進本部ということで、T S M C に関するプロジェクトチームだと思いますが、まずこのカタカナの意味を教えてください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） お疲れさまです。

「パブリック・リレーションズ」、このカタカナの意味は、P R の正式な名称になります。それで、パブリック・リレーションズという意味です。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） なかなか難しい言葉で表してあると、これは何だろうかと思ったわけです。P R をする。何をどのようにどこに対してP R をするのか、その内容を教えてください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 昨年 11 月にT S M C が菊陽町に進出するという発表がありまして、早速これを契機としまして、T S M C に限らず、阿蘇市が様々な相手、企業に対してP R を行っていくということで考えております。

内容としましては、第1回目の会議を開催し、様々な相手に対して阿蘇らしさ、阿蘇市の魅力を高められるような情報整理を行うということが、まず一番の大きな目的と考えております。また併せまして、阿蘇市のイメージが瞬時に伝わるようなキャッチコピーなども、今検討しているところであります。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） T S M C が企業進出ということで、いろいろ各周辺自治体も頑張っておりますので、阿蘇市も阿蘇市の得意技を大いに発揮していただくようお願いしたいと思います。またこのことは続けて進捗をお伺いしますので、今日のところはこれでいいです。

最後の質問です。これも毎回聞いております。有害鳥獣捕獲事業についてということで、処理場を何とかつくってほしい。つくる手立てはありませんかということで話しております。

たが、まずは農政課長にその進捗はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。お答えさせていただきます。

これまでも議員からジビエに関します処理場につきまして御質問をいただいたところでございます。これを受けまして、市のほうで有害鳥獣捕獲協議会を組織しておりますけれども、農政課のほうで事務局を持たせていただいております。その役員会の中で、今回そういうジビエの推進につきまして議題としてお出ししたところでございますけれども、意見といたしまして、やはり狩猟者の負担増といったものが、狩猟、運搬、食肉処理、また加工といったもの、その過程に伴う負担が非常に大きくなるという懸念などの意見がございまして、今後、慎重な議論も必要になってくるということから、現時点では実施までに至っていない状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） では、次、まちづくり課に聞きたいんですが、特産品をつくるということで、何かまちづくり課のほうで動きがあったみたいですので、課長、今言える範囲内で答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） まちづくり課のほうでふるさと納税の返礼品ということで、特産品をつくるという形で今年度動いております。これについては、お菓子ですね、プリンであったりとか、そういった方向ですので、今のところジビエについてはまだ検討しておりません。ジビエについてはこれまでも協議があったように、今、農政課長も話しましたが、処理場をつくるということになりますと非常に多額の費用がかかります。また、今現在稼働している処理場も入荷が安定しないとか、販売先がないという形で非常に稼働、運営状況が厳しいという施設もかなりあるようでございますので、まずはジビエ肉関係の需要調査を試験的にやっていかないと、先に建物が建ってしまうと厳しいのかなと思っております。ジビエの販売については届出だけでも済むということですので、そういった御希望があれば、今後協力もしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 処理場をつくるのは非常にハードルが高いということで、今、実際処理しているところから肉を仕入れて販売するという、そういうことをやりながら、お客さんの動向がどういふものか試してみたいと思っております。課長、ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 15 番議員、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

続きまして、11 番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原でございます。今回は、通告をいたしました新型コロナウイルス感染症について、そして一の宮地区安心安全拠点施設の整備について、この 2 点

について質問を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症について、これはほとんど確認の質問になりますが、現在、阿蘇市の感染状況、このあたりについて答弁を求めたいと思います。感染数はどれぐらいになったのか、第6波は特に激しかったので、そのあたりの説明、そして不幸にして亡くなれた方等はいらっしゃるのか、そのあたりの答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきますと思います。

3月13日までに公表されました新型コロナウイルス感染症についてお答えいたします。13日の公表状況でございますが、これまでの感染者の累計が阿蘇市におきまして653名、阿蘇保健所管内1,498名、熊本県内5万6,991名となっております。

また、第6波となった本年に入りまして確認されました阿蘇市の感染者数は526名ということで、第6波のみで全体の80.6%を占めている状況でございます。阿蘇管内と熊本県内におきましても同様の状況でございまして、改めてオミクロン株の強さということを感じているところでございます。

死亡者の数でございますが、県に確認したところ、管内の状況とか市町村別の状況については把握ができていないということでございました。なお、現在報道等で出されている熊本県内の死亡者数は255名でございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 今の数字を聞きまして、いかに第6波、オミクロン株の感染力が強いということを改めて知るわけでありますけれども、特に今回若年層の感染ということで目立ってきていると思います。これは、福祉課、そして教育課にも答弁を求めるということで書いておりましたが、ほけん課のほうで学校あるいは保育園、そのあたりの感染状況というのが分かれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） おはようございます。保育園の状況は、福祉課から回答させていただきます。

3月13日公表分まで、休園対応を行った施設が6施設と、園児の感染数60人、職員の感染数22人という状況です。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） やはり若い園児の方々が感染されておられるということで心が痛みますけれども、まだ感染の可能性はあるということで認識していいですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 全国的にもまだ収束しない状況ですけれども、阿蘇市内でもやはり感染の可能性というのは今後も続きますので、保護者、保育園、行政一丸となって、子どもたちの健やかな成長につながるような感染対応・対策を行っていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 福祉課の対応をよろしく願いしておきたいと思います。

特に教育課については、学校の休校ということで議員にも随時ファックスを流していただいております。これは事務局もそれを受けてやってくれているのだと思いますが、つぶさに私どもも感染状況が分かるわけです。そのあたりは非常に感謝をしておりますけれども、最終的に今の状況の説明を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の状況について御報告申し上げます。

3月11日現在で教職員を含めました学校関係者の陽性者数は69名ということで、全体の4%弱になっております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 学校が休校したとかということで連絡をいただいておりますが、今もまだ休校が続いているんですね。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 現在も家族での感染傾向が強いということで学校のほうで感染防止に努めておりますが、本日も学校のほうで1学年だけ学年閉鎖をしております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 特に学級閉鎖等で教育課には御苦勞をかけると思いますが、よろしく願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

今、感染数、そして若年層への感染ということで質問をいたしました。医療センターとして感染症対策の病床を持っています。このあたりについて、今どういう状況なのか、部長の答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） おはようございます。医療センターとしてのコロナ感染症対策ということで、院内感染防止対策ということで報告したいと思います。

現在、当院には2名の感染管理認定看護師がおりますので、厚生労働省が定めます「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」という院内感染防止ガイドラインに留意しながら、議員各位も承知のとおり、診療の変更とか、度々変更がございます。改正がありますので、その都度、院内感染防止マニュアルを見直し、改正をしまして、各種対策を講じさせていただいております。

具体的に申し上げますと、ただ今、まん延防止等重点措置期間中ということで、それ以前から対応していたことですが、まず水際対策としましては、入館時の体温測定、マスク着用チェック、手指消毒、受付の遮蔽物の設置、入院・退院・転院時の抗原検査あるいはPCR検査の実施、入院患者面会禁止措置、患者以外の入館者の把握、特に県外からの入館者につきましては陰性証明の提示依頼、不幸にも看取りの場合もございますので、そういったときの患者家族や取引業者、そういった方たちをお願いしております。

また、県外ですね、不要不急ということでお願いはしているところですが、職務も含めま

して、県外移動職員が職場復帰する際には抗原検査またはPCR検査を自費でしていただくということで対応しております。

院内の環境整備につきましては、院内のトイレ、手すり、テーブル、椅子や、共有スペース、出入口、休憩室、更衣室等の定期的かつ小まめな消毒を実施しまして、いわゆる 3 密（密閉・密集・密接）回避のため、常時の換気やソーシャルディスタンスに配慮しております。また、御承知のとおり、陽性患者の受入れをしておりますので、この方たちの入退院時とか検査のための館内移動時には患者搬送ゾーニングを行いまして、一般の入院患者様や職員との接触を防止するという対策を講じております。

あと、職員の対策といたしましては、常勤職員、非常勤職員、委託業務職員を問わず、手洗い、手指消毒の徹底はもちろんのことですが、個人防護服の適正使用、飲食時の制限、出勤に当たり日々の行動管理を実施してもらっております。また、体調不良時の出勤制限や、職員本人あるいは家族が濃厚接触者になった場合の自宅待機基準を病院独自で設定しております。さらに、かなり長期にわたりまして職員にもストレスが大分出ているような感じですが、プライベートにおきましても公立病院の職員として自覚を持って行動していくように注意喚起を常時促しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 医療センターにおいても院内感染を防止するという水際対策にいろいろ苦労されていると思いますが、今、検査キットの話が出てきましたが、それは十分足りていますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） マスコミ報道とかで言われているとおり、全国的に品不足という状況です。ただ、当院につきましては、ある程度そのところは予測しておりまして、かなり以前から検査キットの在庫を十分保てるように配慮しておりました。

現在、抗原検査キットが 350 セット、PCR検査キットが 200 セットということで、現状では十分対応できると。また、その都度、取引業者にも、優先という言葉は使いづらいんですが、当院にはちゃんと発送してもらうように常時声かけをしております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 事務部長、ありがとうございました。また今後とも公立病院として感染対策を十分に取っていただきたいと要望しておきます。

今、いろんな形で今回の第 6 波について、またコロナ感染症について聞いてきましたけれども、これにコロナ対策ということで国も非常に多額の交付税等を準備してくれていると思います。阿蘇市に今どれぐらいのコロナ対策費として特別交付税あたりの措置があったのか、財政課長に伺いたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、阿蘇市のコロナ関連予算としましては、概算金額になりますが、令和 3 年度予算べ

ースで繰越事業も含めまして約 11 億円を計上しております。また、令和 4 年度の予算ベースにおきましては、今回の専決予算を含む繰越予定事業と合わせまして約 7 億円を計上しております。いずれの年も国・県等の財源が約 99%を占めておりまして、補助金等の有効活用によりまして、市の持ち出し、一般財源につきましては僅かであると認識しております。

なお、特別交付税につきましては、一般財源所要額等で算定されますので、コロナ関連経費としまして本市に交付される部分としましては、あまり大きなものではないと捉えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 国も実に令和 3 年度で 11 億円、令和 4 年度が 7 億円という数字の今答弁をもらいましたけれども、有効に活用してもらいたいと要望しておきます。ありがとうございました。

以上、いろいろと確認の部分も含めて質問をしてきました。そして、もう 1 個、これは市民部長に聞きたいんですけども、以前も私は聞きました。電話等で質問したこともありますが、感染したということでお知らせ端末等で告知がありますと、市民の方からすぐ電話がかかってきます。「どこかい、場所は」ということで聞いてきます。先般、同僚議員の方も質問されましたが、場所の公表はできないというか、そもそも保健所からの通達がないという答弁でしたけれども、再度そのあたりの説明を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。お答えいたします。

今、市原議員さんが言われた件につきましては、議員さんだけではなく、市議会議員の皆さんにもいろいろ市民の方々から問合せがあっているかと思いますが、まず感染者の発生や感染状況はすべて熊本県が主管となっております。地元の各市町村に対しましては、公式には現在の情報提供があっている内容、また公表している内容以外の提供はされていません。この件は、阿蘇市だけではなくて、熊本県内すべての市町村が同じ取扱いで、すべて同じ公表の仕方という形になっております。

ただ、この件は、憶測による誤った情報とか、差別や偏見による被害を受ける人が出てくることも想定されます。現に様々な市町村で、いわゆる人権侵害に当たる事案が発生しております。阿蘇市としましては、感染防止、それと人権擁護の両面を重要視し、現在の公表となっておりますので、何とぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 再度この質問をいたしまして、今、前回と同じ答弁をいただいたわけです。もちろん分かっていることですが、これを何で質問したかという、私は「かるでら」に載せたいんです。それで、市民の方に理解をしていただきたいと思っていますので、再度質問いたしました。部長、ありがとうございました。

もう 1 点だけ質問します。ここに書いていますけれども、今後のワクチン接種ということで、マスコミ等で経口薬の開発が進んでいるなどのことを聞きますけれども、国からそういった情報はどの程度はけん課にきていますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お答えいたします。

まず、経口薬ということでございますが、市には経口薬に関する情報等は現在入ってきておりません。あくまで報道で今出ております情報ですが、重症化予防の期待が高い飲み薬として2種類の海外製の薬が現在特例承認をされておりまして、国産では塩野義製薬さんが現在飲み薬の承認の申請をしております。

今後のワクチン接種ですが、まず現在の状況を若干触れさせていただきたいと思います。3回目の追加接種の状況につきましては、3月13日現在、接種対象者1万9,979名中、1万189名の方が接種を終えておりまして、率にして50.9%になっております。接種を希望される方につきましては、ワクチンは十分確保できる状況でございますので、今後も市民の皆様に情報を提供させていただきたいと思っております。

また、5歳から11歳の接種ですが、これは2回接種ということになりますが、早速、本日から接種予約受付を開始しております。対象者が約1,400名いらっしゃいまして、3月19日から接種を開始するため進めているところでございます。

あと、12歳から17歳の方の接種ですが、今、国のほうで検討が始まってきておりますので、これにつきましては、情報が入り次第、進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 課長、ありがとうございます。ワクチン接種以外にはこれを防ぐ方法はないということでいろいろ聞いておりますので、また今後もこういった状況を市民の方に速やかに流していただきたいと求めています。ありがとうございます。

コロナ関係はこれで終わりますけれども、この後、これからの一の宮地区の安全安心拠点施設整備事業について質問いたします。

阿蘇警察署が一の宮地区から移転をしまして、一の宮地区の皆さん方は非常に防犯ということについて心配をされておりました。いろんな方の多くの方々の要望、特に執行部、また議長を含めて、さらには先輩議員の中には自ら県警本部に数回行かれて要望されたということも聞いております。そういったことが実って、一の宮地区の安全安心拠点施設整備事業ということで出てきました。複数駐在所ということで話を聞いていますが、そのあたりの経過について質問をしたいと思います。所管のほうで答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） お疲れさまです。

一の宮地区安全安心拠点施設整備の経過ということで、先ほど議員が申されましたとおり、移転が発表されて以降、阿蘇市の関係団体とともに阿蘇警察署、熊本県警本部に対しまして様々な要望活動等を行ってまいりました。

その後、阿蘇市長によりまして、一の宮安全安心拠点施設整備に併せまして、複数警察官配置の駐在所設置の要望書を提出しまして、これに熊本県警が了承されたことを受けて、その後に協議を重ね、本年3月の竣工の運びとなったところです。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 特に一の宮地区にとっては非常に喜ばしい成果であったと期待をしているところであります。

今、課長のほうで3月竣工ということですが、施設自体が3月にできるのか、あるいはその時点から県警のほうで駐在所としての機能が始まるのか、その辺の確認をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 建物につきましては、3月までの完成、竣工ということで予定しております。ここまでは阿蘇市の整備で行うところでございますが、4月以降につきましては、熊本県警のほうで施設内の備品の整備、駐在所員の設置準備などを行い、約2か月後の6月からの運用開始ということでお話を聞いております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） ありがとうございます。

いよいよ6月には運用が開始されて、駐在所としての機能を発揮していくということで、非常に一の宮地区の安心安全拠点施設整備事業、いろんな方に御苦勞をかけたと思いますが、先ほどから申しておりますように、特に議員の中にも数回県警に行かれたという方の話も聞いております。そういった方の努力が実って、今回のことを非常に喜ぶたいと思います。そして、今後この施設が一の宮地区の防犯のために大いに活躍されることを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 11番議員、市原正君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時25分から再開します。

午前11時09分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、1番議員、佐藤和宏君の一般質問を許します。

佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 1番議員、佐藤和宏です。本日は、改正道路交通法に伴う高齢ドライバーへの取組について質問をさせていただきます。

高齢ドライバーへの支援の取組については再三一般質問でも取り上げられておりますが、お手元に資料を配付しておりますとおり、本年5月13日から道路交通法が改正され、75歳以上の違反歴のある高齢ドライバーは免許更新時には実車試験に合格しなければ更新ができないということになりますので、高齢ドライバーの支援をさらに拡充する必要があると思い、質問をさせていただきます。資料の真ん中あたりの点線から上の、違反歴がない方は、これまでと変わらない内容の高齢者講習が受講できます。下が、改正道路交通法の新設される運転技能検査（実車試験）となっております。

それでは、よろしくお願いします。

全国には 75 歳以上の高齢ドライバーは、この 10 年で団塊の世代が 75 歳に達してきたことで 200 万人以上増え、約 590 万人の高齢ドライバーがいると言われております。熊本県内では 8 万 7,000 人、市管内の教習所で高齢者講習受講者数は、昨年は 2,254 人となっており、そのうち 75 歳以上の高齢者講習の受講者が 1,499 人おられました。

高齢ドライバーの交通事故の特徴として、アクセルとブレーキの踏み間違いで起きる死亡事故が多発しており、2019 年、池袋で高齢ドライバーの運転する車が暴走して、母親と幼い子どもが犠牲になった痛ましい事故が記憶に新しいところです。

このように相次ぐ高齢ドライバーによる重大事故をなくすため、本年 5 月 13 日から道路交通法が改正され、現在、免許更新時に教習所などで実施される高齢者講習を受講することに加えて、75 歳以上の高齢ドライバーが更新の際、過去 3 年間で 11 種類の違反項目のうち、1 つでも違反の経歴がある場合は運転技能検査（実車試験）が義務づけられることになりました。

違反の内訳としては、信号無視、逆走、スピード違反、携帯電話使用、横断歩行者保護違反や交通事故を起こしたことに課せられる安全運転義務違反といった、やはり池袋で起きた事故で問題となったアクセルとブレーキの踏み間違いで起こる重大事故の抑止を図る制度として、5 月 13 日からこの制度の導入が決まりました。

しかし、この先、運転技能検査（実車試験）が合格できず、運転免許の更新ができないまま、免許が失効となる高齢ドライバーの増加が懸念されます。警察庁の試算では、全国には現在約 212 万 5,000 人の 75 歳以上の高齢ドライバーがおり、そのうち約 7.2%に当たる違反歴のある高齢ドライバー、約 15 万 3,000 人が実車試験を受検することになり、1 回目の受検の不合格率というのが 23%ということで、約 3 万 5,000 人が不合格になるだろうと試算をしていると聞いております。5 月 13 日からスタートの実車試験は、更新日満了日まで何回でも受検できますが、満了日までに合格できないと、免許は更新できません。

交通の便がよいとは言えない阿蘇市においては、高齢者の移動手段の支援がさらに求められるようになるのではないかと考えています。後ほど警察庁の試算を管内の教習所の受講者数に当てはめた状況もお話をさせていただきますが、まず、ここで免許返納者などへの支援制度と利用状況はということで、現在の市の免許返納者などの支援策である路線バスなどの割引ができる返納者割引乗車証の発行や乗合タクシー・福祉バスの利用ができると前回の議会でも答弁がございましたが、この支援対策は、今後さらに返納者が増え、支援対策の拡大の検討が必要になると思います。改めて、この制度のことについて、まずは御答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） お疲れさまです。

免許証返納者への支援ということで、60 歳以上の運転免許証を返納した方、先ほど議員が言われました、バスの運賃が半額になるということが 1 点と、あと乗合タクシーの制度等で対応しているところです。また、波野地区におきましては、免許返納者に限らず、福祉バ

スを活用した週２回のお買い物便などを運行しているところです。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

乗車証の手続のやり方についてお聞きしたいと思いますが、免許証を返納すると、免許センターや警察で運転経歴証明書を発行することになっていますが、その運転経歴証明書があれば、例えば市内でなくても、熊本市内でも使えるのかということと、割引は半額ということですので、回数とか期間もあるわけですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 経歴証明書等をお持ちになられて、バス事業所に行けば、運転免許証返納者割引乗車証が交付されます。それを提示されて、半額助成となりますが、阿蘇に関しましては産交バスの事業所でされると阿蘇管内の半額助成が受けられることになります。

熊本市内で熊本バスと、あと熊本電鉄バス等につきましては、そちらの事業所で証明書を発行していただくという形になります。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○１番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

運転経歴証明書を持ったまま、どこでも使えるようになると大変いいのかと思いますけれども、そういうところの活動計画も立てていただければいいかなと思っていました。

これからはやはり返納者が増えていくことにはなるとは思います。現在、阿蘇警察署管内の免許証の自主返納者は、令和３年１２月３１日までで阿蘇市９６名、産山村が１２名ということで、合計１０９名ですが、市では毎年１００名ほどの高齢ドライバーが免許を自主返納しているわけです。

また、阿蘇市管内の教習所では令和３年１２月までの１年間で７５歳以上の高齢ドライバーが高齢者講習を１，４９９名受けており、その１，４９９名を先ほどの警察庁の試算に当てはめると、違反歴がある者が７．２%ですと１０４名、そのうち２３%の２３名が１回目の実車試験は不合格になるという計算になります。更新日満了日までなら何回でも受検は可能ということではありますが、１回の実車試験の受検料が３，５５０円と高齢ドライバーの経済的負担が発生することになり、さらに別の意味での社会問題を引き起こしかねない状況になるのではないかと心配しております。

また、約１００名の高齢ドライバーの自主返納が発生しているところに、更新日満了日まで合格できず、免許の更新がかなわず、効力が失効となってしまった高齢ドライバーがそこに加わることを考えると、早期の対策を検討してほしいと思います。

改正道路交通法の高齢者講習は、更新を迎える年の誕生日の６か月前に県警の免許課からはがきで郵送され、最初の実車試験を受検することとなる違反歴のある７５歳以上の高齢ドライバーは、受検期間がそもそも６か月ありますので、今年の１０月１２日以降に誕生日を迎えた７５歳以上の違反歴のある高齢ドライバーから始まることになります。

高齢者の移動手段の支援は、改正後、利用者がやはり増えていくことになりましたが、現在

の利用状況、利用者数についてはどうなっていますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 交通支援の状況ということですか。

○1番（佐藤和宏君） 今の支援対策の人数です。

○政策防災課長（山本繁樹君） 道路交通法の改正につきましては、阿蘇警察署にも確認しました。阿蘇警察署も情報がまだきていないということで、詳しいことは聞けませんでした。阿蘇市での支援策として、先ほど議員が言われた返納者の状況も大体把握はしてございます。改めまして、路線バスの割引と乗合タクシーで対応するというところで報告させていただいたところですが、免許証返納者の方々への支援ということで、免許を持たれない方が出た場合、阿蘇地区交通安全協会に加入されている方で管内に居住されている方は、「永年運転者経歴証書」が無料で阿蘇警察署が提供されるということで、これを定められた事業所に提示しますと、商品の割引等、様々な特典を受けることができます。例えば、眼鏡や補聴器などを購入する際の割引、あと自家用車の買取り成約金額に応じたカタログギフトの贈呈などがあります。これにつきましては、県のくらしの生活安全課の事業で、実績数値の把握はされておりませんが、別途市内のサービスとしまして、食材のサービスとして食材の配達を市内の5店舗で実績として月に約390回程度ですけれど、あと買い物時の送迎を3店舗で月に160回程度、また弁当やパンの配食サービス、12事業所で月に約1,800回程度行われております。その他のサービスとしましては、自宅への訪問散髪が6店舗で月37名、美容室までの送迎が13店舗で月112名、8つの医療機関では通院のための送迎支援として月446名の方が利用されております。公的なサービスに加えまして、地元の店舗、民間事業者等の御協力によりまして、高齢者等の生活、外出を支えている状況でございます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

いろいろなサービスというか、支援をやっておられるということですが、例えば高齢者にいろいろ意見を募って、交通で不便なことは何かないかと、そういう意見を集積をして、対応に当たるということも考えていただきたいと思います。

また、少し免許返納の話をししますと、運転免許の自主返納制度は1998年に始まりまして、2019年の池袋の事故があったときは、やっぱり60万人ほど自主返納した人がおられたそうです。その後も55万人ほど年間出ているということです。

これから対策としては、高齢者の中には、住居が市街地に近くて、近距離でいいという高齢者もいらっしゃると思いますし、逆に遠くて、遠距離の支援がほしいという方もおられると思いますけれども、なかなか全部に平等な支援をするというのは大変難しいことかもしれませんが、ぜひそういうところも取り組んでほしいと思います。

それから、先日、私も教習所に改正後の実車試験予測を尋ねてきました。試験となると何とも言えませんが、難しいラインはやはり80歳の後半以上です。その教習所では98歳がこれまでの最高年齢ということで、この年代のラインがやはり危ういのではないかと予測をし

ており、大半は数回受検を重ねると合格となりますが、年間ではやはり期間満了日までに合格できない受検者も出てくるだろうと予測していると。失効者が多くでないように、できるだけ業務に当たりたいということを話しておりました。また、女性は、男性に比べて免許取得率が一般化したのが男性より 10 年ほど遅いそうです。これからは、女性の高齢ドライバーの数がだんだん増えていくということも忘れてはいけないということです。

次に、セーフティ・サポートカーなどの購入支援や公共交通体系の見直しをということで、5 月 13 日にスタートの改正道路交通法では、もう一つ、セーフティ・サポートカー限定免許の導入も取り入れられており、高度な自動ブレーキを登載し、さらにペダルの踏み間違い時に急加速を防ぐ装置の両方を登載した車を免許の条件として認定するとされております。そういった車の名前を正式には「セーフティ・サポートカー」というそうでございますが、通常は「サポートカー」ということで使われていると思います。

このように事故歴、違反歴がなくても、また 75 歳未満の方でも令和 3 年 11 月以降の販売の国産車からメーカーがセーフティ・サポートカーとして販売しており、車購入時にサポートカー限定免許に移行することもできるとされております。この改正は、運転免許の自主返納に踏み切れない高齢ドライバーの通常的生活体系の維持と暴走事故など悲惨な交通事故防止対策として大変有効と思われます。

そこで提案ですが、サポートカーなどの購入時の支援の検討を図り、今後ますます増加が予想される自主返納する高齢者や自主返納をためらっている高齢ドライバーの支援対策として取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、公共交通体系の見直しをということも、市内でもバスやタクシーが稼働しておりますが、バスの場合、乗車人数を見ていると、いつでも数人しか乗車していないように見受けられます。また、タクシーや乗合タクシーも、回数券の配布の量とか、乗降場所の制限など、利用者のニーズに支援が十分に行き届いているとは思えません。公共交通機関には、阿蘇市から地方バス運行特別対策補助金として補助金が毎年 8,800 万円支払われて、使われているということですが、そういったお金の使い道というのも稼働率を上げて、収益の向上につながるような使い方で、また高齢者にとってもいいような方式で使ったらいいと思います。例えば、8,800 万円をこの支援の一部に運用するとか、考え方もできるのではないかと思います。いかがでございますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 免許証返納につきましては、阿蘇地域にも様々な地域がございます。市街地に近い方とか、山村とか、奥に入った方とか、いろいろいらっしゃいます。様々な状況が違う中、免許証返納については、こちらからこういった支援というのは具体的にはお示しすることはなかなかできませんが。ただ、今言われました、路線バスの予算につきましては、事業の内容の見直しは急務であると考えております。赤字路線については、現在、コスト削減を前提とした新たなコミュニティ交通の実証実験を行う計画で進めております。

また、その他の公共交通体系の見直しとしまして、交通ということですが、公共交通空白

地域、公共交通がない地域、そういった地域と市街地を結びます交通手段の乗合タクシーにつきましては、例えば行き先の延長や、より利便性を高めるための協議を、タクシー事業者と現在行っているところです。少しでも今以上に便利になるよう、事業者とも協議を進めているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） お金にまつわる話ですので、なかなか難しいところもあるでしょうけれども、よろしくお願いします。

改正には、普通自動車の免許のみを返納して、原付や小型特殊は残すことはできるということとなっております。例えば、サポートカーのほかには、皆さんも御存じのシニアカーとかいう車もありますし、マイクロEV車といって、軽自動車と原付四輪の間のEV車、これは原付や小型特殊の免許で運転することができる対策も最近はできているようでございます。

高森町の取組ではシニアカーの貸出しではなかなか利用率が思うように上がらないと新聞でも掲載されておりましたが、本市においても同じような条件で難しい対策となりますが、返納増加に向けたシニアカー、マイクロEV車、サポートカー、こういった住居の立地条件に合わせた支援対策も今後必要になると思いますが、そういう検討はありますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） シニアカーにつきましては、昨年、高森町役場に確認したところです。具体的な場所は申されませんでしたが、高森の中心部の方々がシニアカーを使う場合と、山間部の方々がシニアカーを使うということであれば、状況は大分変わってくるということで、結局はこれまで同様に慣れ親しんだ普通自動車の免許のほうに町民の方々はなびくといえますか、そちらのほうが便利と判断されて、なかなか需要が進まないということとございました。

これにつきましては、そういった前例もございますので、慎重に考えなければいけないと思っていますところ です。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） まだなかなか高森町の件もありますので、難しいところもあると思いますけれど、先ほど話しました原付とか小型特殊免許で乗れるような車もだんだん開発されてくるようでございますので、ドアツードアの移動手段が取れるのが一番いいんでしょうけれども、皆さん、今のところは自家用の車やバイクで買い物とか通院に行っているのが現状でございます。

しかし、改正後は、年を追うごとに免許の自主返納が増えていくことですので、支援の拡大を希望する市民の皆様からの声が増えてくるのではないかと考えております。公共交通の収益の妨げとなつてはならないことも留意した上で、今後、返納をためらっている高齢ドライバーの運転免許証の自主返納後の支援対策としても、ドアツードアとまではいなくても、路線の見直しや稼働率の向上とか、高齢者が今迷っているところへの対策をぜひ検討していただきたいと思います。課長、ありがとうございました。

次に、3番目の免許返納の後押しとその後の支援対策をということで、これは財政課にお

尋ねたいと思います。

阿蘇市においては、車がないと日常の生活に大きな影響を及ぼすことになります。しかし、池袋で起きたあの悲惨な交通事故が市内のいつどこで起きるか分かりません。先ほどから話にも出ておりましたが、サポートカー限定免許制度は、運転技能や判断能力には不安があるが、買い物などで日常的に車を使用しているため、免許の自主返納が難しく、迷っている高齢ドライバーの新たな選択肢となり得る制度になります。

経済産業省は、サポートカーを購入時、1人当たり10万円の補助金を支援する制度を11月まで進めておりましたが、その後はサポートカー限定免許制度の施行に伴う各自動車メーカーのサポートカーとしての性能の基準の見直しや後づけ装置の車両をサポートカーとしてみなすかの議論をするため、一旦打ち切りとなっているようです。今後、改正道路交通法の施行に伴い、サポートカーの性能の基準の見直しと補助金の額が決まって、新たな制度をこの時期に打ち出すのではないかと考えているのですが、ここは何か情報は入っておりますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

国の制度の動向に関する情報としては今持ち合わせておりませんが、熊本県の支援の情報として、県が令和4年度の当初予算におきまして、県内の65歳以上の方が自家用車に設置する後づけの踏み間違い防止装置、それからドライブレコーダーの導入支援費として、約8,000万円程度を計上予定ということで聞いております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 県のお話を聞きましたけれど、国からはそういう情報はまだないということですね。県や国もコロナとか、先ほども五嶋議員が言っていらっしゃいましたけれど、ロシアとウクライナの情勢ということで、燃料とか小麦の値段が高騰するということで経済対策にはいろいろと優先順位もあるのかもしれませんが、今後も県や国への要望活動と情報収集をよろしくお願いいたします。

10年前は、全国で1万人を超えるような大勢の方が交通事故で亡くなる時期がありました。県内でも100名に及ぶぐらいの時期があって、この時代は「交通戦争」と言われた時代ですけれども、しかし、近年では、初心運転者の厳格な見直し、それから飲酒運転、あおり運転などの撲滅のための改正で、最近では2,636名、県内でも39名と非常に事故が減っております。

しかし、次の目標は、高齢者の事故率を下げることになると思います。今回の改正は、高齢者いじめではないかと、意見や苦情が出るおそれがあり、行政では対応に追われることになるのではないのでしょうか。

しかし、国や県は、何らかの政策を打ち出すと思います。2年後、3年後、10年後の阿蘇市を見据えて、中長期的に見通しを立てていただき、試験の運用にたどり着けますよう政策防災課にもお願いしましたが、財政課にも検討をよろしくお願いいたしますと思いますが、最後に何かありますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 実際 2020 年の国勢調査の人口によりますと、65 歳以上の高齢化率が 40%を超えている状況でございます。高齢化の進展につきましては、阿蘇市だけに限らず、社会全体で支えていく必要があると考えております。他市町村の動向あたりを見ながら、関係課とともに検討していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 課長、ありがとうございました。

これまでの支援をずっと続けていくのはもちろんですが、シニアカー、マイクロ E V 車を含め、サポートカーの限定免許制度の自主返納をためらっている高齢ドライバーの今後の選択肢が決断でき、交通事故防止対策として実効性があると思いますので、ただ、車を買えなければならないという金銭的負担も伴います。国や県が補助金の制度が実現したときには、それに上乗せをして支援ができると、経済的にも有効な支援策になるのではないかと思います。限られた財源の中ですが、国や県ともこの先協議をしていただいて、高齢ドライバーの免許返納への後押しとその後の支援、さらには移動手段に困っている市民の皆様の支援対策として、ぜひ今のうちから準備に取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 1 番議員、佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

ここで、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 一般質問の前にお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本日 11 時、福岡管区気象台は、阿蘇山噴火予報、噴火警戒レベル 3 から噴火警戒レベル 2 へと引下げの発表がありました。これを受けて、阿蘇火山防災会議協議会では、山上広場一帯の安全確認後の 12 時に二次規制から一次規制へ移行をしました。これは、先月、2 月 24 日の噴火警戒レベル 3 の発表からおよそ 20 日ぶりの規制緩和となります。

今後も、福岡管区気象台、環境省等々の関係機関と連携のもと、活動状況を注視するとともに、引き続き登山者や観光客、地域住民の方々への安全を第一に突発的な状況変化にも常時対応できるよう進めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

それでは、一般質問を続行いたします。

12 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） お疲れさまでございます。12 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、一般質問をいたします。

野焼きも始まり、阿蘇に春の訪れを感じます。3 月 20 日には阿蘇神社火振り神事が行われます。観光地阿蘇にとって、待ちに待った観光シーズンになります。不幸にも 2 月 24 日に阿蘇山噴火警戒レベルが 3 になりましたが、今 2 になったということで安堵しております。

先日、市内ホテルにて阿蘇の世界文化遺産登録を目指しての基調講演とパネルディスカッションが行われました。参加予定でしたが、まん延防止対策にて一般参加はできないということでライブ配信にて参加しました。

令和 2 年 3 月 26 日、熊本県と阿蘇郡市 7 市町村は、「阿蘇カルデラ―巨大なカルデラ火山を極限まで利用した文化的景観―」を世界文化遺産国内暫定一覧表へ追加すべき候補として、文化庁に対して共同提案しました。平成 19 年 9 月 27 日に提案書を提出して以来、約 12 年ぶりの提出となります。平成 20 年 9 月 26 日に発表された選定結果では、提案書の基本的主題を基に準備を進めるもの（カテゴリー 1 a）と位置づけられ、構成資産の保護の充実などの課題が示されました。

この会にて、阿蘇カルデラは、約 27 万年前からの活発な火山活動の結果により形成され、巨大なカルデラの中で、なお 6 万人の人々の暮らしが営まれているという類まれな地域です。世界最大級かつ形状の明確なカルデラ火山を基盤とし、稲作と牧畜と深く結びついた「草地―森林―集落―田畑」という土地利用を極限にまで推し進めたことにより、進化を遂げた独特で壮大な文化的景観が広がっています。ここには、人々の暮らし・営みと火山と関係を示す信仰・祭事・慣習なども継承され、過酷な自然環境に向き合い共生してきた人々の、たくましさや知恵の記憶を現在にとどめる、かけがえない遺産ということになります。特に、学者の目線と違い、佐藤市長の発言には、地元の住民として説得力がありました。人が関わり合う里山の関わり合いの推進、草原のもとに築かれている住民の生活、生業を持続・継続していくことが重要、その中で重要文化的景観を守り、アクセルを踏んで暫定一覧表入りを目指すとのお話でした。

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえない宝物です。現在を生きる世界の人々が過去から引き継ぎ、未来へと伝えていかなければならない人類共通の遺産です。

世界遺産は、1972 年の第 17 回ユネスコ総会で採択された世界遺産条約の中で定義されています。2018 年 12 月現在、世界遺産は 1,092 件（文化遺産 845 件、自然遺産 209 件、複合遺産 38 件）、条約締約国は 193 か国だということです。

そこで、世界文化遺産に向けた取組の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず、文化遺産、自然遺産、複合遺産の違いについて御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

文化遺産、自然遺産、複合遺産の違いはということで、まず世界遺産について若干説明申

上げたいと思います。世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約と、先ほども説明ございましたが、それに基づきまして、世界遺産の一覧表に登録されている顕著な普遍的価値を持つ人類共通の資産と言われております。

世界遺産は、文化遺産、自然遺産、複合遺産、3種類に分類されておりまして、現在、世界で1,154件が登録されて、日本では25件が登録されております。

文化遺産とは、歴史上、芸術上、研究上、重要な記念物、建造物群の遺跡を指しておりまして、日本では代表的なものに法隆寺地域の仏教建造物などがございます。

それから、自然遺産につきましては、保存上、鑑賞上、研究上、重要な自然景観や生物の生息地を指しておりまして、これにつきましては、代表的なものは屋久島等が含まれます。

それから、次に、複合遺産におきましては、自然遺産と文化遺産の両方の要件を満たしておりまして、日本ではこれに該当するものはございませんが、世界で申し上げますと、ペルーのマチュピチュがこれに当たります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 次の質問ですが、登録するまでの流れ・評価基準はどうなっているか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 登録するまでの流れということでお答えいたします。

まず、文化庁が候補の資産について地方公共団体から提案を公募いたします。その公募を受けまして、文化審議会の文化財分科会で審議、了承された後に、世界遺産条約の関係省庁連絡会議の了承を得て、国の暫定一覧表へ掲載されまして、国からユネスコ世界遺産委員会に推薦をします。その後、世界遺産として登録するためのユネスコ世界遺産委員会が各条約締結国から推薦された遺産について世界遺産一覧表への登録の可否について審査いたします。

世界遺産として登録されるには、人類にとって顕著な普遍的な価値を有すること、また真実性や完全性が求められ、国内において万全の保護措置が図られることが条件になっております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今、いろいろ流れ、評価基準を聞きましたが、阿蘇はカテゴリー1aですね、今後、その中でどういう手順を踏んで、大体どれぐらいのペースで、流れでいくかというところを教えてください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 今後の流れということでございますが、先ほどもありましたが、平成19年に熊本県と阿蘇郡市7市町村が共同で提案をした「阿蘇—火山との共生と文化的景観」ということで、文化財指定が不十分なことで、それまでの国内の文化遺産と比較して類例がないという内容のことから、学術的な研究調査を深めるよう指摘を受けました。そのことから、国内暫定一覧表の候補のカテゴリー1aに位置づけられていました。

その後、県と阿蘇郡市の共同で登録推進事業を立ち上げまして、文化財の国指定化などを進めまして、学術的な検討を行って、令和2年3月に再提案書を文部科学省に提出しており

ます。

それから、昨年3月に国の文化審議会世界文化遺産部会から「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」というのが出されましたので、国内暫定一覧表の見直しについて、国で検討が始まっております。

翌月からは、県知事及び郡市の代表として市長も一緒に再度、阿蘇の暫定一覧表の追加について、国に要望活動を行ったところです。

また、国の見直しの動向を踏まえて、県の阿蘇世界遺産学術委員会において提案内容を再検討し、「阿蘇カルデラ―草地とともに生きてきたカルデラ農業景観」と名称を改めまして、再提案書を取りまとめ、今年1月に再度提出しているところです。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 今、現在の進捗状況を述べていただきました。

なぜ文化遺産を目指すのか。この前の会議の中でも、観光効果を期待して、2番目には遺産の価値を世界に伝える、3番目にはやはり文化遺産を保護するためとありました。

そこで、お尋ねいたします。世界文化遺産になって、大体、阿蘇市の経済効果はどれぐらい上がるか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 経済効果は、観光課から回答させていただきます。

県内を見ますと、荒尾市の万田坑、宇城市の三角西港、天草市の崎津集落について、いずれも、選定後、来訪者が1.5倍から3倍に増加しています。

阿蘇の場合は、先ほど議員から類のないまれな要素があるということで御説明いただきましたから割愛しますけれども、本当にすばらしい世界の中でも注目されるような要素を持っています。なので、特に海外からの来訪者は大きく期待しています。やはり来年ちょうど3月、4月頃でしょうか、阿蘇くまもと空港も国際線ターミナルが完成します。そういったこともあって、海外からの来訪者は大きく期待するところです。

数値、経済効果といいますのが、数的にはそういうふうには増えているということですが、収益はやはり利益になりますので、そういった部分で具体的に観光業者とか、農業者の方たちがどれぐらい上がるのかという推定は出しておりません。ただ、新規に出店者も増えたとか、新しい観光施設が建っているとか、そういったことで、いろんな波及で新しい民間の動きというのもあっているようですので、そういった具体的な数値は出しておりませんが、今、他の実績の中で把握しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 世界文化遺産という形で登録されましたら、子どもたちの教育関係の形で、修学旅行といいますか、教育旅行も増えてくると思います。阿蘇のシェアというのは、やっぱり38%から約40%近くあるものですから、その辺のところ、大いに期待するところであります。ありがとうございました。

あと、次に、文化的景観の維持、保護の重要性の意識改革が大事ということと、保存管理の強化推進、3つありまして、定期報告は6年ごとだと聞いております。2番目には保存管

理計画の必要性、3 番目には適切な役割分担と連携の強化、遺産の適切な保存管理を行うためには、市町村が中心になって、国・県と連携のもとに確実な質の高い保存管理が必要だと聞いておりますが、その辺でやはり保存管理の強化の推進、今後の課題をお答えください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 失礼します。保存管理ということでお答えします。

先ほど世界遺産の状況につきましては御説明いたしましたけれども、顕著な普遍的な価値というものがあると認められるとともに、国内における万全の保護措置が図られるということが条件になります。

今後、阿蘇市におきましても、「阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山の草原景観」が、昨年、文化財保護法による国の重要文化的景観ということで選定されました。今後も、引き続き範囲の見直しを行いまして、拡大等を目指して取り組んでまいりたいと思います。

今後の作業としましては、草原の保全に関しまして、構成資産となる牧野組合からの同意徴収などが必要となってまいります。今後、同意徴収などが課題となってまいります。関係市町村と連携して、国内暫定一覧表への追加を目指してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） やはり管理推進と、いろんなことがあるんですが、阿蘇市立一の宮小学校、中学校においても何か文化遺産教育モデル校として活動していると聞いております。その取組の学習内容は簡単に出ていると思うんですが、お願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 世界遺産の学習内容につきましては、学校のほうで草泊まりとか、そうした草原の牧野組合等の勉強とかを授業の中でカリキュラムに入れまして、阿蘇の草原を守る、そうした生業を勉強させていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今答弁をいただきましたが、平成 30 年に阿蘇世界文化遺産教育モデル校事業という形でネットにも出ておりましたものですから聞いたんですが、やはり子どもたちがしっかりとそういったことを学んでいって、阿蘇のことを知っていただくというのが一番大事だと思います。よろしくどうぞお願いしておきます。

続きまして、次の課題にいきたいと思います。2 番目で、こども家庭庁法案閣議決定を受けて、このことで市の対応を質問いたします。

政府は、2 月 25 日、子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」設置法案を閣議決定したと聞いております。新たに創設する同庁は、首相直属の機関として位置づけ、内閣府や厚生労働省から、子どもや子育てに関する主な部署を移管。虐待や貧困、少子化問題など子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中、行政の縦割りを打破し、府省に分かれる業務を集約させ、子ども関連の政策を一元的に担うのが目的。子育てしやすい環境づくりを国を挙げて進める。法案は、同庁の担当分野として、子どもの保育や保護、虐待の防止、子育て家庭への支援体制整備、いじめ防止に関する相談体制の整備などを列挙しております。同庁の長官が、関係行政機関の長に対し、資料の提出や説明、協力を求めることができると規定しました。

いじめなど重大事案に関しては、同庁と文部科学省が連携して対応。幼稚園や義務教育など、主な教育分野については引き続き文部科学省が担当する。「こども」の定義についての法案では、「心身の発達の過程にある者」と定めた。18歳や20歳といった特定の年齢で区切らず、切れ目のない支援を目指す。政府は、併せて、同庁設置に伴う関係法の改正案も決定。改正案には他省の閣僚に対する勧告権を持つ内閣府担当相ポストの新設を盛り込んだと聞いております。担当相は、勧告を受けた側が講じた措置について、報告を求めることができる。

公明党は、結党以来、一貫して子育て・教育支援の充実に取り組んできました。一方で、子どもや子育て家庭を巡る環境は、時代とともに複雑化、多様化している。縦割りの行政組織の下では、必要な支援から抜け落ちる子どもが生じてしまう。これを防ぐためにも、こども家庭庁の創設が重要だ。例えば、子どもの貧困は内閣府、児童虐待は厚生労働省所管になっています。生活に困窮し、親の仕事が忙しくなれば、子どもに食事を作る時間がなくなり、育児放棄や虐待につながるなどの指摘もあります。対策を練る政府の組織がばらばらでは、充実した支援策はつくれない。そうした観点から、こども家庭庁を創設する意義は極めて大きいと訴えてきました。

阿蘇市において、こども家庭庁設置についての意見、またどのように変わるか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。お答えします。

令和5年度創設に向けて国が進めているこども家庭庁に関しては、施策等はまた具体的には示されておきませんが、当然ながら多様化する子どものための施策というのが一元化に向かっていく、これは私どもとしても大きく期待をしているところです。

市の対応についてですが、本市では、阿蘇市子育て世代包括支援センター、阿蘇市子ども家庭総合支援拠点を設け、国が求めている子ども及び家庭に対する支援について、課の枠にとらわれることなく、情報連携、対応連携を行っており、また外部機関や地域ネットワークの協力を得ながら、早い段階からその体制を整えてきたところです。

現在、子どもの健やかな成長支援はもちろん、妊娠期からの妊産婦支援、出産後の全戸訪問、子育ての悩みを持つ保護者への相談支援、困窮家庭における子育て、あるいは学習支援、児童相談所との連携による虐待対応や要保護児童への支援、保護者が安心して就労に向かえる環境づくりなど様々な事業について、こども家庭庁が立案される前から市民部内で横断的に取り組んできたところです。

今後も国の施策を注視しながら、引き続き子どもたちの健全育成に力を注いでいくところです。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 今、福祉課からありましたが、教育課の答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 失礼いたします。

こども家庭庁ということで、阿蘇市教育委員会は、本年度から阿蘇市重点努力事項の基盤

にSDGsを通じて持続的な社会のつくり手を育成するということを掲げております。予測不可能な未来社会を切り開いていく力の育成を目指して、教育のさらなる充実に努めてまいりたいと思います。

すべての子どもが年齢や環境にかかわらず、切れ目のない包括的な支援を受けられるよう期待しているものでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 最近、虐待やコロナ禍の問題が大きな課題になっております。子どもの保育や保護、虐待の防止、子育て家庭の支援体制の充実、いじめ防止に関する相談体制の強化をお願いして、この質問を終わります。

次に、在宅医療・在宅介護の実態についてを質問いたします。

世界で類を見ないスピードで高齢化が進む日本では、在宅医療の必要性が高まりつつあります。高齢化が進む中で疾病を抱える方や介護を必要とする方が増えていくと予想されている中、住み続けてきた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けていくには、今後さらに在宅医療の体制を充実させていくことが求められています。

その中で起きた埼玉県ふじみ野市の立てこもり事件、容疑者は殺害された医師に対して、母親の診療方針を巡って、過去に罵声を浴びせるなどしたと聞いております。これまで医療の現場では、患者やその家族から暴力被害が相次いで、訪問看護師の半数ほどが暴力行為を受けたことがあると答えるなど、対策の必要が指摘されております。

阿蘇市において在宅医療に従事している医師、看護師の方はどれぐらいいらっしゃいますか。お答えください。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お疲れさまです。お答えいたします。

定期的に訪問診療や訪問看護を実施している医療機関及び依頼があった場合に往診等を実施している医療機関を合わせて、従事する医師が25名、看護師が65名となっております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 全国訪問看護事業協会では、平成30年に訪問看護師を対象に利用者や家族から暴行行為に関するアンケートを実施し、およそ3,200人から回答を得たと聞いております。それによりますと、これまでに利用者や家族から身体的暴力を受けたことがある人は45%、精神的暴力を受けたことがある人は53%、セクシャルハラスメントを受けたことがある方は48%に上っていると伺っております。また、訪問看護を行う事業所へのアンケートで、およそ97%が対策を取る必要があると答えた一方で、およそ6割の事業所の管理者が暴力に対する具体的な対策は分からないと回答したと聞いております。

必要な対策は、安全確保が十分でなければ、在宅医療、訪問看護・介護は推進されない。事業所で実施できる安全対策にも限界があると思います。病院の場合は、すぐに応援を呼べるので、複数で対応することも可能ですけれど、基本的に訪問の場合は、すぐに応援を呼ぶという体制を取ることができません。呼び出されたときは、例えば電話で対応するとか、ほかの交渉方法を使うとか、対応方法をより安全なものに変えていくことが必要になるかと思

います。特別な場合に警察にももちろん相談することも大事ですが、すべて警察に相談するだけで解決しませんので、実際に訪問するときに同行していただけるような警備員、通報システムとか、そういった整備を国や自治体によって支援することも考えていく必要があると聞きます。

そこで、お尋ねします。在宅医療・在宅介護の現状の問題点と対策を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） 阿蘇市の現状につきまして、各事業所に聞き取りを行ったところですが、在宅医療の現場では、患者さんの病状によりまして暴言や拒否という事例はございますが、暴力行為などの事象については、現在確認されておりません。日頃から利用される患者さんの生活状況などをしっかりと把握し、話し合いをすることでリスクを把握し、関係機関と連携を取りながら対応している状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 埼玉の案件は、やはり他人事ではないと思います。いつ発生してもおかしくないような事件だと思いますので、在宅医療・介護というのは日本の医療にとって大事な施策ですので、しっかりした対応をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

それでは、最後のLGBTについてお尋ねをいたします。

LGBTの人権を尊重し、差別をなくすための取組が世界中で行われております。日本国内のLGBTの割合については幾つかの調査がされてきたとお聞きしております。日本の民間団体による調査では、LGBTは人口の8%から10%、つまり10人から13人に1人が通説との記事もありました。

LGBTについて、阿蘇市としての見解並びに理解を求めるための取組について、令和元年6月議会にて質問をいたしております。答弁では「市の申請様式等の性別記載に関して削除する方向で進めています。阿蘇市人権・同和教育推進協議会総会において、LGBT人権啓発DVDを鑑賞して、啓発を行った。11月の人権フェスティバルなど、様々な機会を通じて啓発を進めてまいります。」との答弁でした。

それでは、質問いたします。LGBTに関する職員研修はどこまで進んでおりますか、また進捗状況はいかがですか、お伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまです。ただ今の質問につきまして、まず総務課から職員の研修ということでお答えをさせていただきまして、また後ほど人権啓発課から総体的な部分についてお答えさせていただければと思います。

職員の研修につきましては、LGBTに限ったものではございませんけれども、人権に関する研修につきましては、新規採用の職員の研修から階層別の研修、いろいろやってきておりますけれども、その折々に触れて人権に関する研修等で理解を深めているところです。

特に、本年度につきましては、10月に職員のハラスメント防止等に関する指針、それから規定等を定めまして、同月に管理職、それからまた係長以上の職員、これらにハラスメン

ト防止に関する研修ということで進めてきております。この中におきましても、ハラスメントと併せて、各種LGBTをはじめとする性の多様性につまましての理解を深めてきたところでは、一口にハラスメントと申しましても、パワハラ、セクハラ、モラハラやジェンダーハラスメントなど、様々なハラスメントがございまして、この研修の中におきましても、人には男性・女性といった2つの分類だけでなく、それ以外のジェンダーがあるということを意識する必要があるとして、また性的少数者にも多様な性があるということも学ばせていただいたところでは、

受講した職員からも非常に有効であったということで好評を得ておりますので、職員各位にこのような時代に即した研修を継続的に実施し、市職員としましてLGBTに関しても多様な性について考えるとともに、互いに相手を尊重し合える理解者や支援者になっていけるようにしていきたいと考えているところでは、

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） お疲れさまでございます。ただ今の御質問にお答えします。

LGBTに関する研修では、先ほど議員がおっしゃいましたように、平成30年度に阿蘇市人権・同和教育推進協議会の総会のときに啓発映画、DVDの視聴による研修を実施しております。

令和元年度には、性的少数者の方々に対して、一人一人の状況に応じた対応が行えるよう、電話や窓口での対応方法等について記載した性の多様性について考えるとした資料を各課に配布して、正しい知識を持つとともに、適切な対応を心がけるよう啓発推進を行ってきたところでは、

今年度（令和3年度）につまましては、庁内各課の人権啓発・男女共同参画担当職員という課長補佐級の職員がいますけれども、今日の様々な人権課題としてLGBTも含め研修を行ってきたところでは、

今後も、引き続き職員に対する研修を進めてまいりたいと思っております。それと、LGBTに関する課題に理解を深めてもらうことや人権フェスティバルなどの様々な機会に市民の方々への啓発を行うなど、人権課題の解決に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 今後も、LGBT等に対する正しい知識と理解を深めるための取組を進めていただきたいと思います。

近年、性の多様性について理解や配慮を求める動きが広がっています。国や都道府県において、各種申請書等における性別欄の必要性や記載の方法について見直しが行われていると聞いております。

阿蘇市としましては、各種申請や申込みに対し、多様性に対応すべき性別記載の見直しは全庁でどこまで進んでいるか、お伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） お答えいたします。

市民の人権尊重と多様性の観点から、性的少数者の方々に配慮する取組として、平成 30 年度、令和元年度に各種申請書等の性別記載欄について見直しを行いました。庁内各課に調査を行ったところ、性別記載欄のある申請書は 229 件ありました。その中で、法令等や業務上の必要性があり、今すぐ見直しができないというのが 191 件ありました。結果、システム改修や規則改正等を含めまして、見直しを行ったものは 38 件ありました。

今後も継続して見直しができるものについては見直しを進めていきたいと思っております。
以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 性的少数者のカップルの関係を公的に証明するパートナー制度を本年 1 月 1 日時点で導入しているのは、全国の 146 自治体で、そのうちの 3 割超に当たる 48 市町村が利用者の転居時の記載申請等の負担を減らす連携協定を他の導入自治体と結んでいると、2 月 6 日、共同通信の調査で分かったとあります。

制度は自治体ごとの導入のため、転居時にパートナーシップが解消されたり、転居先で利用申請する際に職員にカミングアウトしたりすることは心理的に負担になると指摘されています。2019 年 10 月、熊本市と福岡市が全国で初めて協定を締結した後、約 2 年で動きが加速し、新たに締結を目指す自治体もあり、協定は今後も広がりそうだと聞いております。一方、自治体で制度、内容や条件が異なることで協定が結ばなかったケースもあったと伺っております。

パートナーシップ制度を導入すれば、差別や偏見をなくすための土壌づくりが進む。パートナーシップ制度の導入についての阿蘇市の見解をお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） ただ今の御質問にお答えします。

2015 年 11 月に東京都渋谷区、世田谷区で初めて導入され、その後、導入する自治体が増えております。また、県の中で引っ越しても、そのまま制度が使えるという利点を踏まえ、6 都道府県で導入されております。

県内の状況としては、熊本市が 2019 年 4 月に、大津町が 2021 年 10 月に制度を導入しており、また菊池地域では導入に向けて検討している自治体もあると聞いております。

本市としましては、市民への周知及び理解を高めるとともに、民間病院や専門家等を交えた組織を立ち上げて、導入に向けて協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今期の施政方針の人権啓発課の中に SDG s の目標の一つであるジェンダー平等実現を目指すとありました。しっかりした取組をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 12 番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

続きまして、9 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番議員、園田でございます。3月、4月は分かれと出会いの季節でございます。全世界を見てみますと、コロナを含めまして、紛争、大変暗いニュースが続いているわけでございます。一昨年来、小中学校のあの感動的な卒業式、また笑顔の入学式に出席できないというところが大変私個人としてもさみしい思いをしているところではございます。私の一般質問の45分間は、私のこの桜色のネクタイを見ていただいて、明るい春を感じていただきたいと思います。思っております。

それでは、9番議員、園田浩文、一般質問を始めさせていただきます。

約2年が経過したコロナ感染症、若干減少傾向にはありますけれども、高止まりの状態です。推移しております。感染は、日本の累計陽性患者数550万人を超えて、死亡者も2万5,000人を超えています。阿蘇市でも、先ほど課長から発表がありましたが、500人を既に患者数も超えております。

県のまん延防止措置を今月21日まで蒲島知事も延長されました。予防策の3回目のワクチン接種も進んできました。このコロナウイルスは、一度感染し抗体ができてでも再度感染するという話でございます。この中にはコロナにかかった方はいらっしゃらないかもしれませんが、3回目も速やかに接種をしたほうがよいと甲斐院長もお話をされておりました。

そんな中、全国的にも阿蘇市においても、観光業、宿泊業、飲食業など、これまで経験したことのない大変なダメージを長期にわたり受けております。今朝のニュースでは、岸田総理の会見で、今月21日には全都府県に出されているまん延防止措置の解除とG・O・T・O・トラベルの再開も、感染者数を鑑みながらではありますけれども、考えているというインタビューをされておりました。

コロナの収束が見えない中ですが、これまでの環境省、観光庁などと連携して取り組んでいる観光事業について質問をさせていただきます。また、先ほど市長から警戒レベルが3から2に下がったというのも、これはプラスになる要因の一つかなとも思っております。

それでは、通告書に掲載した各事業の内容の説明と特色、またハード面やソフト面について答弁をお願いいたします。

まずは、平成28年12月に環境省が策定しました事業で阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクトについて質問をいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 国立公園満喫プロジェクトは、世界水準の国立公園を目指そうということで、外国人観光客の受入れ整備が主になります。全国に34国立公園がありますけれども、そのうち、先行して8つの中に阿蘇くじゅう国立公園が選定されたということになります。

この事業では、一番に熊本地震と噴火災害の復旧工事が多々行われました。この事業は、ほとんどがハードになります。発展的な整備から申し上げますと、この5年間で国が整備された分が阿蘇山上ビジターセンターの整備と中岳・高岳に新登山ルートを整備されております。熊本県実施分は、草千里展望所の整備、阿蘇パノラマライン牧柵整備、阿蘇駅前電線地中化整備、阿蘇市が新見学エリアEゾーン整備と二次避難施設の整備などになります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） この中でステップアッププログラム 2025 というのがありますけれども、2025 ということはアフターコロナも見据えた政策だと思いますけれど、分かるところを少し説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そのとおりでございます。見据えたプログラムがホームページでも見られるかと思うんですが、プログラムが県内圏域の分が出ております。当然、阿蘇市もこういったことも引き続きやれるということで内容がアップされておりますので、特にソフトのワーケーションあたりも出てきているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 2 番目のアドベンチャーワールド創造事業というのは、阿蘇の竹あかりと恋人たちのイルミネーションも含まれていますので、これは2 番の質問のときに一緒に答えをお願いいたします。

3 番目のサイクルツーリズム推進事業ですか、しばらくは、街中、あとは国道なんかも自転車をこいで阿蘇に来られた方をよく見ていたんです。最近、コロナ禍の中で少しは少なくなっているのかなとも思いますけれども、この事業の説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 平成 29 年から、まずキリンビールの事業を 1,000 万円いただいて、初年度スタートして、その後、地方創生を使っているソフト事業になります。昨年までは、スポーツ庁の補助金をいただいて進めてまいりました。サイクリストという新たな市場の受け皿整備を進めてきました。目的は、やっぱりもてなしが大事でございますので、まず市内ほとんどの遊びどころの 50 か所ぐらいには椅子とサイクルラックの整備もしましたし、レンタサイクル、マップ、それと SNS の環境も大分力を入れてきました。ぜひ「ゴギダス」のホームページも見ていただきたいと思います。それと、道の駅阿蘇さんの対策、そういったものも見ていただきたいと思います。

それと、目玉となる阿蘇でしかできないことにつきましては、牧野ライドというのが全国初になると思います。ガイドも育成しまして、現在 3 か所の牧野を使わせていただいております。来年度はあと 2 か所を調整させていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） この前、新聞にも書いてあったんですけど、阿蘇を案内していただく英語の堪能な方の事業なんかは、どの事業に当たるんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） あれは、阿蘇市、竹田市と JR の三者包括協定でやっております地方創生の事業になります。「地域通訳案内士」というんですけれども、31 名誕生いたしました。こちら外国人の受け皿整備になりまして、非常に期待されているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 大体 31 名は、ほとんど阿蘇市在住の方ですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そうとは限りません。もちろん阿蘇市の方もいらっしゃいます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） しっかり活用されて、今は外国からの旅行客がほぼゼロに近いほど入ってこれていないので、いずれアフターコロナを見据えて、そういうところもしっかりと準備をしていただいて、よーいドンで始まるときはしっかり対応をお願いしたいと思っております。

それで、コロナ感染症以前の生活に完全に戻るということはかなり不可能に近いのかなと、うまく付き合っていかなければ仕方がないのかなと思っております。

そこで、コロナ感染と共存・共生していく中で、市と観光協会、旅館組合、商工会との今後の連携、これをどういうふうに取り組まれるか、経済部長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） コロナの関係で、特に阿蘇市の場合、平成 24 年の水害、その後の平成 28 年の地震、それからやっと復興してきたところに、こういうコロナウイルス感染症という、これは世界的なものですけれども、非常に阿蘇市も打撃を受けているところでございます。今、観光課長が言いましたように、現在、環境省関係、あと観光庁関係の補助事業あたりもいただきながら、各種事業で仕込みをやっているところでございます。

今後、感染状況を見据えながら、各種キャンペーンも行なってまいります。議員が言われましたように、観光協会、あと旅館組合あたりと手を携えながら、連携強化を図っていきながら、皆さんで納得のいくような計画を立てながら事業の進行に当たっていくべきと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 財源確保に関しては、市長も東京に行かれて、地方から一生懸命パイプをつなげ、財源確保に大変御苦労されていると聞いております。しっかりと今後もやっていっていただきたいと思うんですけれども、コロナに市長も十分注意して、よろしくお願いいたします。

それと、今後の取組について、観光事業、何か計画があれば、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今後の観光事業は、阿蘇アドベンチャーワールド創造事業に集約しております。後から説明をということですが、地域の方々と関係機関の方々の協力なしではできない事業でございますので、28 項目ぐらい来年度はありますので、しっかりこれを実践していきたいと思っております。

また、民間の動きとして、国からハード面に有利な事業が出ておりまして、今年度観光分野では、高付加価値の事業として高級な客室、宿泊施設の整備や大浴場の新設整備などが行われております。来年度もこの事業が出るということが予告されておりますので、市として

は採択に向けた地域計画書というものを作成する必要がありますので、これをしっかり作成するというのが一つの大きな仕事になってくるかと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 例えば、サイクルツーリズムあたりの事業でしたら、いろんな道の駅だとか商店あたりに自転車をとめるようなサイクルラックとかが付いているから、これはこういう事業でやっているんだというのが一目で見えて分かるわけです。ほかのところも財源的にもかなり大きいですが、なかなか市民あたりには見えづらいところもありますので、広報ですとかホームページあたりにばんばんこういう事業をやっているというのを、載せていると思うんですけども、なるべく皆さんの目に届くような広報活動をお願いしたいと思っております。

それでは、先ほど言いましたアドベンチャーワールド創造事業、この一環だと思うんですけども、内牧温泉で開催されている「災害からの復興の思いと新たな未来に向けた希望」をテーマにした阿蘇の竹あかり、昨年暮れの12月30日から今月21日まで、また恋人たちのイルミネーションは、昨年12月17日から今月14日まで、今日までですか、開催をされているところでございます。残念なことに、約半分の期間は、ほぼオミクロン株による感染拡大のまん延防止期間中での開催となりました。

恋人たちのイルミネーションの点灯式には、大変寒い中でありましたが、市長をはじめ、観光協会、また阿蘇市民や観光客など、それにくまモンにも花を添えていただいて、大変多くの方で点灯式もありました。私も行っておりました。子どもたちも一緒に大変喜んでおりました。

昨年、私も、熊本城の竹あかりですか、あれを11月に見にいったんですけども、一つ一つを見れば、そんなに遜色がなかったとは思っております。同じ会社さんが受けられたんですか。そういうふうに私は感じました。

そこで、まん延防止期間中でありましたが、両イベントの成果、それと分かれば来場者あたりがどんな具合だったのか、そこを観光課長、答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） この冬のイベントについては、皆さんと旅館組合の方たちとも会合をしますが、この冬の閑散期が問題ということでございましたので、宿泊者限定飲食半額キャンペーンに加えて、こういった催しも県と相談して行ったわけです。

今回の企画は、ただ、復興をテーマとしておりますので、市民の方にも楽しんでもらおうじゃないかというところで考えております。そして、感染対策も行って、お分かりと思います。ちゃんと人を毎日設置して、対策もさせていただきました。

竹あかりは、熊本県の主催です。事業主体は、阿蘇観光復興事業「I'm fine! ASO」の一環でございます。入場者数ですが、こちらは今回無料で入れます。これは、本当有料ぐらいの内容でございましたけれど、無料で入れるということで、目的には達しませんでしたけれども、2月末現在、2か月間で1万1,800人、3月に入りまして、広報で竹あかりの特集とかをしていただいたせいか、市民の方が3月は非常に増えております。

それと、恋人たちのイルミネーションについては、正式なカウントはしておりませんが、宿泊施設が必ず案内するような仕組みにしておりますので、喜ばれていることと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 竹あかりは、入り口に担当の方などがいらっしゃって、カウントされていたようですが、なかなか恋人たちのイルミネーションは、通るたびに、ああ、きれいだなと思いながら、どのくらい来たのかというのを数にするのは大変難しいかと思っております。両方のイルミネーションともやっぱり夜の行事になりますので、設置については国や県も出資をされていると思いますけれども、期間中の両イベントの電気料あたりはどんな取扱いになっていますか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 阿蘇竹あかりは電気代を把握できておりませんが、恋人たちのイルミネーションは1か月で約1万円電気代がいらいます。なので、3か月間で約3万円です。こちらは、補助事業経費に含まれるものになります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 竹あかりは、課長、何で分からないんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） すみません、これは全部県主催で、費用は全部県持ちなので、電気料も全部、それぞれの補助事業の経費負担になると思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 分かりました。ありがとうございました。

コロナ禍の中で観光事業とかいろいろ飲食店は大変、本当はコロナ収束が一番いいんですが、今後ともやっぱりうまく付き合っていくと仕方がないかなと思っておりますので、阿蘇市の観光の旗振りとして、観光課は一生懸命頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードの取得率、県下ナンバー1を目指してということで、前回、マイナンバーカードの質問は12月にも行っているところでございます。

市長の施政方針で、阿蘇市は県内市町村平均を上回る41.28%と発表されましたが、県内ナンバー1を目指すにあたって、今の市町村のナンバー1は、市民課長、どこですか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） ただ今の御質問にお答えします。

県内市町村合わせまして、一番多いところは天草郡の苓北町、2月28日現在で61.76%になっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 61.76%で県内で一番多いということですね。人口の多い少ないもあるので、なかなかそこは一概に一番だからどうだこうだというのは言えないと思うんですが、62%ほど、2万5,000人として、課長、どのくらいですか。何人くらいですか。

阿蘇市がもしトップになるためには。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） 60%を目指すということになりますと、阿蘇市で約 1 万 5,000 人がカードの取得をされるということで、今現在からいきますと、あと 5,000 人は取得される方が必要となります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） マイナンバーカード、マイナンバー制度が 6 年経過をいたしました。質問に上げています行政手続の効率化を目指して、発足から 6 年、効率化の実感はあるかということですが、総務部長か市民部長か、どちらか答弁できればお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

今、市議がおっしゃいましたように、マイナンバーは発足して 6 年がたちます。そもそもこのマイナンバー制度は、社会保障、税、そして災害対策の 3 分野、これが基本で始まっております。実際、個人番号を用いて申請を行う児童手当、また介護保険等、全部で 1,800 以上の事務手続が対象とされております。そういった中で、これは平成 29 年 7 月当時でありますけれども、5,216 機関の中で 1,048 の手続の情報連携がなされたところでございます。

実際、公営住宅の入居申請や児童扶養手当の申請をする場合、これまでどうしても住民票であるとか課税証明、そういった添付書類が必要になっておりましたけれども、こういった分が、マイナンバー制度が導入されたことに伴いまして添付書類の省略、申請される側についても有益になっておりますし、確実に省力化につながっている、そういうふうに考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） ありがとうございます。

課長、すみません、マイナンバーカードの交付率というのは、年代別で分かりますか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） ただ今の御質問にお答えします。

令和 4 年 3 月 2 日現在、阿蘇市に住民登録があるマイナンバーカード所有者は、1 万 1,075 人です。令和元年 12 月の定例会において同様の御質問をいただいたときは、阿蘇市のカード所有者総数に対しての年代別交付枚数の割合でお答えしておりますが、今回は、阿蘇市の年代別人口に対してのカード所有率でお答えします。

年代別人口に対しての所有率は、年代ごとに申し上げますと、10 歳未満 32.97%、10 代 35.65%、20 代 35.64%、30 代 41.95%、40 代 48.73%、50 代 48.71%、60 代 54.79%、70 代 54.53%、80 代 37.92%、90 代 15.70%、100 歳以上 4.55%となっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） やはり 100 歳以上の方もちゃんと申請されて、交付されているということですね。大体年代を見ると、40 歳ぐらいからが少しずつ多くなっているところですか。子育て世代、20 代、30 代、このあたりももう少し伸び悩んでいるのかと思いますけれども。

ども、課長、マイナンバーカードを申請しない方の理由はどういうふうに捉えられていますか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） 市民課では、窓口に来庁されたマイナンバーカードを所有されていない市民の方に対して、申請の御案内を積極的に行っております。希望されない方の理由としては、「カードがなくても困らない」、「身分証明書になるものはほかにもある」、「個人情報漏えいが心配」などのお声をお聞きます。そのようなお話を伺ったときは、その都度カードの安全性・利便性について御説明しているところです。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 確か今月号の広報にも、市長がマイナンバーカードを使って、やられているところもあったわけですが、国のほうに目を向けてみても、マイナンバーカードをつくってくださいということで、俳優の佐々木蔵之介さんとか、オリンピックのメダリスト、大野将平さん、女性タレントの黒柳徹子さんや、私も大変ファンですけど、田中みな実さん、こういう方を使って、マイナンバーカードの普及には大変力を入れているわけです。

阿蘇市においても、時間外の受付や閉庁時の対応、お知らせ端末による呼びかけ等、普及活動を実施されていますけれども、今後、もう少し違った対応の仕方というのは何か課のほうで考えられていますか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） 市民課では申請交付等の業務を担っておりますので、今後はコロナ禍の状況にもよりますが、単に申請を待つだけではなくて、出張申請受付など、多様な申請機会を設けるなど、関係課等と協力して、できる限り申請しやすい環境づくりを図っていく必要があると考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 職員の方も時間外であったり閉庁時であったり、いろいろ大変なところもあると思いますけれども、お知らせ端末を使ったり広報を使ったり、今後とも広報活動もしっかりとやっていただきたいと思っております。

カード取得時にマイナポイントの付与というところで、マイナポイントの詳しい説明を。課長も何度かやられていますけれども、説明をよろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） マイナポイントの説明をということでございます。現在、国の事業でマイナンバーカードを取得しまして、マイナポイントを取るという仕組みについては、キャッシュレス決済サービス関係、クレジット決済であったりとか、現金をチャージするカード等がございます。そちらのほうでチャージまたはクレジット機能が付いたカード等をひもづけしていただきますと 5,000 ポイント、5,000 円分のポイントが付くという制度が、今、国のほうでなされております。

また、先ほど説明がありましたように、今、国が、もう一つ、マイナンバーカードのマイ

ナポイントの説明をしておりますが、今年の令和４年６月頃からマイナンバーカードについて健康保険証の利用申請の紐付け、もう一つは、公金受取口座の登録を行った場合に、双方、健康保険証のひもづけを行った場合に、7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録を行った際にさらに7,500円相当のポイントが付与されるという事業を国が準備をしております。ただ、この手続の詳細な部分、内容等についてはまだきておりませんが、マイナンバーカードを取得して、クレジットカードもしくは現金をチャージするカード等と連携をさせられますと、お一人、最大で2万円相当のポイントが付与されるという形の事業を国が準備しております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○９番（園田浩文君） 私も手続をやってみたんですけども、やはり大変分かりにくいかなと感じました。結局クレジットカードの、例えばＩＤだとかパスワードはもちろん、それとマイナンバーカードの暗証番号でありますとかパスワードですか、そういうところをやったりしっかり分かっていないと、なかなか、例えば市役所のほうで対応していただけますという話ではあるんですけども、ここまできて、やはりそこが分からなくて、もういいですという感じを受けていらっしゃる高齢者の方もいらっしゃるのではないかと。これは国の政策ですので、例えばまちづくり課のほうでどうこうできる問題ではないと思うんですけども。もう少し対応をきちんとやっていただくということが一番の手当てになると思うんですけど、私も知人にはこうやって、マイナポイント5,000円付きます、クレジットカードとひもづけできますというところまでは分かるんですけど、そこから先は実際手続にやはり足を運んでもらってやっていただかないと。若い方々はスマホからすぐに手続ができるみたいですけれども、私も高齢者の方々と同様に少し苦手ですので、その辺のところはやっぱり市民が来られたら、市民課でもまちづくり課でもしっかりと対応していただきたいと思っております。

それと、このチップに空き領域があると前回のときに確か答弁をされたと思うんです。この空きチップのところは、各自治体が独自で使えるという仕組みになっているんですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまです。

ただ今の御質問ですけども、空き領域というのがございまして、議員がおっしゃいますように、市が独自で使うことができるということになりまして、例えば市役所に以前は自動交付機等を置いておりました。そういったものを使ったりとか、またそのほかの市のサービス、そういったところに使うという形で独自に使うことができるような制度になっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○９番（園田浩文君） 保険証のことで、今日はほけん課には通告していないんですけども、阿蘇市あたりでも保険証として使えるところが何か所かあるように閲覧したときにあったんですけど、箇所数ぐらいは分かれますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 阿蘇市内では、阿蘇医療センター、それから波野診療所、こちらと、内牧にあります市原歯科さん、その3か所が最新では載っていて、これは順次拡大しているところでございます。今、阿蘇市内は3か所です。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） やはり課長、そういうところもマイナンバーカードの普及には、保険証という随分交付枚数が増える手段の一つになるかと思っております。医療センターは普通に使えるということですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ここには顔認証型の端末が置いてありまして、それを持ていきますと、保険証を出さずに、マイナンバーカードでもって保険証の機能が使えるという形になっております。

また、先ほどマイナポイントというお話がありましたが、市内のコンビニエンスストア、郵便局、それから肥後銀行など、そういったところのATM等を使いました部分でマイナポイントの手続スポットということが、これは阿蘇市内に市役所も含めて28か所ございます。そういったところが国のほうでマイナポイントのサポーターという位置づけもなされておりますので、こういったところの周知啓発もしていけたらと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 私も、今、課長、聞きました。28か所もあるわけですね。やっぱりそういうのはうんとどんどん公表といいますか、やっていただきたいと思います。今後ともマイナンバーカードの普及には、全国1位と私も書こうかなと思ったけれども、それじゃあ、資料を集めるのが大変だったので、取りあえず熊本県でナンバー1を目指して、普及活動に全庁を挙げて頑張りたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。一般質問は年4回ほどあるんですけど、そのうち3回ほどやっておりますけれども、南宮原教育キャンプ場の今後の進み方について少し質問をさせていただきます。

国土交通省と直轄砂防事業との調整は進んでおりますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

御質問の堰堤工事につきましては、現在、設計の段階でございます。工事用道路のルートなども検討する必要がありますので、教育課と今後協議が進められるものと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 市の窓口は教育課になっていきますけれども、教育課の見解はいかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

当キャンプ場につきましては、レッドゾーンの解消に向けた要望の後に何回か国と調整会議をさせていただいて、2月18日に国の砂防事務所と調整をいたしました。先ほど建

設課長から説明がございましたが、測量がほぼ終了いたしまして、設計段階であるということです。施設の場所とか規模は決定しており、工事用道路とか、そうした部分の設計の段階に今から入るのではないかと聞いております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） それじゃあ、搬入路の件であるとか、そういった青焼きというのはまだできていないんですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） その点につきましても、搬入路とかについては、今後その設計の中でどちら側から入るのかとか、そういう部分について今後協議がなされるという説明でございました。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） とにかく一発目に工事用道路がきちんと入らないと、どんな大きい重機も搬入ができないので、あそこは下から上っていくには大変道路が狭くなっていますので、この搬入路はなるべく早く調整して、現地の測量あたりも終わっているというのであれば、仮設道路も測量からやらないといけないので、なるべく早く国土交通省と調整をして、話を進めていただきたいと思うんですけれども、大体完成時期がいつ頃というのはある程度出ていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 用地取得の状況によりますけれども、国のほうでは完成の時期を令和7年度中ということで承っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） では、使用期間は令和7年以降ということですね。使い始めるのは令和7年以降ということになりますよね。令和7年ですと、今、令和4年ですか、あと3年ほどですので、あっという間に時期が来るのではないかと考えております。なるべく建設課あたりと連携しながら、あのまま放置しておく、今、キャンプ場ばやりで大変もったいない感じがしておりますので、しっかりと話を進めていただきたいと考えております。

あと数分ありますけれども、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。14時40分から再開します。

午後2時24分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、3番議員、児玉正孝君の一般質問を許します。

児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 3番議員、児玉正孝です。この場に立ちますと、毎回ですけれども、足ががくがくしております。

いよいよ農家が忙しい時期になりました。水田といいますと、水が一番大事なものですけれども、近年は阿蘇山に雪があまり積もりません。降雪が少ないと、やはり地下への涵養量といいますか、これが激減して、自然水に頼っている田んぼ、こういうところの方がおっしゃるには、毎年毎年水量が減っていて、いつかは枯渇するのではないかということで、やはり雪が降るときには降ってもらわないと困るなという話をしておりました。地球環境の温暖化が進んで様々な事柄が身近な問題として降りかかってくるのも、すぐではないかと危惧しております。

昨日のことですけれども、私の住むところの近くのホテルに観光バスが15台ちょっとですか、入っていきました。久々に気持ちがほっとした気分になりました。観光課長にお伝えしておきます。今から観光シーズンを迎えますので、阿蘇山にはどうぞ平穏であってほしいということを願うばかりです。

では、今回3項目を質問いたします。

通告に従いまして、最初の市民の安全性・利便性向上に向けた市道交差点の改良についてを質問いたします。

私がよく通ります道路に市道北黒川西町線というのがあります。この市道に接する場所に阿蘇警察署が移転をしてきました。警察署の北側を東方向に国道212号を横切る形で圃場の中を市道が走っております。国道を渡った後、ここでは直進ができなくて、左にクランクをして進む道路の形状になっております。なぜこのようになっているかを建設課長にお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

御質問の交差点につきましては、圃場整備地内に整備された国道212号でございます。国道西側の北黒川から来ている市道を優先的に横断させる構造となってしまったために、今の交差点の形状になったと思っています。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 圃場整備の中に国道が開通をした。バイパスができたということで、ああいう形状になってしまったということですね。分かりました。

警察署の移転に伴って、やはり近道ということでございますので、この市道の交通量も大分以前と比べると増しているようです。御存じの方もおられると思いますけれども、広くはない道路ですので、皆さんそれぞれ譲り合って通行しております。

反対に東のほうから、いわゆる西町方面から国道に出る際には、このクランクを曲がって、すぐ一時停止がある。そして、並行している側道を越えて、国道212号に出なければいけないということです。一旦停止が手前のほうにあるわけです。ですから、その場所を見誤って、警察官から指導を受けたという人がいました。非常に利便性が悪いと考えられる交差点です。

けれども、使い勝手はいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 私もよく利用しております。言われるとおり、クランクのようになっています。一旦停止が国道の側道ではなくて、歩道です。歩道の手前に一旦停止がございまして、それをオーバーして停まったおかげで注意されたということだと思います。

また、市民斎場にもまっすぐ行けますので、あちらから来る車あたりも規制する必要があるのかなと。国道に出る手前でまた一旦停止という状況もあると思いますが、よく利用される方にとっては危険も伴うということも考えますと、いろんな方の意見も参考に交差点の改良も含めまして、今後、安全性とか利便性向上に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 今、課長がおっしゃいましたように、農道も並行して走っております。内牧方面に国道を直進して、警察署のところを右折して、市道に入るときに、国道と並行して、市民斎場のほうから走ってくる車があるわけです。そのため、ここは並行してくる車両との接触事故というの、やはり横を走ってくるから分からないわけです。この事故が何件かあったということを知っております。

調べましたところ、国道212号のような、いわゆる補助国道と称される3桁国道の道路管理者は県、費用負担は国となっております。手を入れる場合は「改築」というそうですが、いわゆる交差点等の改修をする場合、改良をする場合、費用負担は2分の1が国、2分の1が県という定めがあるということですが、もし今申し上げている交差点を直角に交わるように改修できないかということですが、仮に事業化された場合に、やはり道路は地元で利用するものですから、応分の地元負担はやってくれという可能性はありますか。課長、どうですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 北黒川西町線をまっすぐ国道にということでございます。基本的には事業主体が阿蘇市であれば、阿蘇市がすべて負担ということになります。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） やはり国道に接する交差点改修でも、国と県は全く出さないということですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 出せる根拠がないと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 道路が後からできたのに、それはばかみたいと思います。言い出したほうがすべてを負担しろというのは合点が私はいかないんですけれども、やはり市民の安全性・利便性向上のために幾度となく地元要望というのも課長のほうに出ていると思いますので、国・県、いけない場合は、政治家さんでも含め、関係機関との協議をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 県にも相談はしてみます。事業主体は、当然、阿蘇市なので、有利な過疎事業とかの計画に入れていって、整備できればと思っています。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ぜひとも交通事故、また利便性がいい道路に改修していただくことができますようにお願いいたします。

次に、河川改修による災害時の被害の低減についてを質問いたします。

予算における河川の事業費は、土木費の中でも大きなウエイトを占めているわけですが、予算の執行ではどの会計でも限られた予算で緊急性があるもの、効果的で経済性が認められるもの、こういうものが考慮されると思っております。

本日尋ねたいのは、黒川地区を流れております黒戸川支流の横道川の件です。今、地区の元黒川公民館、ここに接している小さな橋があります。この橋は、平成2年、平成24年と同じ場所で氾濫しました。濁流とともに、倒木などが流れてきて、橋でせき止められて、近隣に被害をもたらしたというところです。ここはどうにかならないかということで幾度となく地元要望も出ているわけですが、建設課長は把握されておりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 元黒川の公民館は、災害復旧で護岸整備が完了しまして、橋はどういう段階で架けたかは覚えておりませんが、あまり桁下がらないようなところだと思っています。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 橋は、長さ4メートルほど、しかし、河床から橋桁の底面といえますか、120センチしかないわけです。ですから、胸元までしかないわけです。この川にそういう低い橋はどこにもありません。

区では自主防災組織を持っておりますけれども、災害時の対策本部を公民館に置くということにしております。何かあったときには区の各組織で情報を一元化して指示を出す拠点に公民館はなるわけですが、災害時には、いわゆる水害ですね、このときに機能しないとなれば、やはり被害の拡大を未然に防ぐということができないのではないかと思います。

この河川の上流域は土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定してあるところです。橋の改修には多くの予算が伴うと思うわけですが、限られた予算の中で効果的な事業実施はできないかということです。

過去2回とも、いわゆる倒木が引っかかって、氾濫をしているわけですが、そこで私の提案ですが、この橋から下流30メートルぐらいのところに、いわゆる水田の取水口、堰の跡があるわけです。これは段差があります。ここを利用して、いわゆるその橋のちょっと川上から堰までの間を、河床に幅50センチ、深さ30センチほどのU字溝を埋めるような形で工事を施工すれば、大雨時にも流木が引っかかっても、流量をバイパスさせるような役目を担わせることができるのではないかと考えますが、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現地は、公民館付近、兩岸とも護岸整備は終わっております。河床もコンクリートで整備されておまして、確かに下のほうに落差工がございまして、広げるためには下に掘り下げるという方法しかございませんが、全面を掘り下げると護岸が崩れる可能性もございますので、議員がおっしゃるとおり、U字溝とかで整備が可能であれば検討させていただきたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 前向きなお返事、ありがとうございます。

地区では、年に3回、この河川の清掃作業を実施しております。災害への危機感、いわゆる危機意識の向上ですか、これと環境の整備をいつも図っているところです。地域の住民の安心・安全を担保できるように、建設課の取組をよろしく願いいたします。この件は終わります。

3番目の地域の盛り上がりによる子どもの見守りについてということであります。

公民館活動の中でサロン活動がありますけれども、各校区におきまして盛んに子どもたちと住民との交流というのがなされているのは、皆さん承知のとおりですが、阿蘇小学校では学校運営協議会が、昨年、区長会、老人会にも呼びかけて、全面的な理解と協力を得まして、子どもたちの登下校時の見守り活動を実施しております。正式には「阿蘇っ子見守り隊」という組織であります。聞くところによりますと、現在160名の登録があつて、追加申請も上がっているということを聞きます。子どもたちが行き交う時間帯に在宅をされているじいちゃん、ばあちゃんたちが外に出て、ベストを着用してもらって、散歩がてらに見守ってもらいたいという趣旨であります。

学校主導による活動ではありませんが、この取組を教育課長はどのように評価されますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の阿蘇小学校のボランティアの見守り、阿蘇っ子見守り隊ということで、12月22日の発足式に参加させていただきました。本当に当日は150名ということで、今日は、議員から160名以上ということで、すごくボランティアとして学校運営協議会を中心に地域の皆さんに支援していただくことは本当にありがたいと思っております。この取組を各学校にも広く伝えてまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 今朝のお知らせ端末で、これは阿蘇小学校校区だけだと思うんですが、朝の見守り隊の参加者はかなり人数がおられるわけですが、夕刻、いわゆる下校時の低学年は何時に下校を始めます、高学年は何時です、スクールバスの出発は何時ですという放送が今朝あつておりました。今から春休みまで、なかなか朝は皆さん出てきてくださるわけですが、夕方はみんなばらばらで帰るものですから、見守りが十分でいかなかったということもあつたことでの実施だろうと思いますけれども、皆さんそういうふうに盛んに活動をされております。

スクールバスのドライバーにお尋ねしましたところ、登校時はたくさんの老人会の人たちが子どもたちをバトンリレーのようにどんどん送っていくという状況で、とても見

ていて安心であるということをお話されておりました。

私は、ベストを着た大人がたくさん通学路にいれば、行き交う自動車がやはり速度を落としてくれるような効果もあるのではないかと思いますし、教職員の先生方も、コロナウイルス対策とかオンライン授業などＩＣＴ関連で多忙で、いつも職務を持っておられる中でも毎朝活動に精力的に参加をされております。老人会の人も朝からよい運動になるということで、健康にはいいことだと言ってくれております。

次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで守っていくと、このボランティアはとてもいいことだと私は思っております。交通事故防止、子どもの毎朝の健康観察、高齢者の健康促進、地域の防犯、こういうのが関連するかと思いますけれども、活気あふれる地域づくりになり、校区が変わってくるのではないかと思います。教育長、この取組をほかの４校区にも提案をお願いできませんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ありがとうございます。御質問にお答えいたします。

先ほどありましたように、阿蘇っ子見守り隊 150 人、また 160 人を超える方々の登録をいただいているということで、地域を挙げて、子どもたちの登下校の安全確保にお取り組んでおりますことに対しまして、改めてこの場を借りまして、お礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

昨年の 6 月 28 日、千葉県で 5 人の児童の死傷事故が起きました。改めて登下校道路を含めての安全確保に対しまして、全国の国民の皆様方の関心も高まりました。私たち阿蘇市内におきましても、地域、保護者の皆様方総出で通学路点検等も含め、安全確保にお取り組んでおります。

ただ今、他の地域へもということでありました。私もこれまでいろいろ学校に勤務する中で、例えば子どもたちの帰りの時間帯にグラウンドゴルフをやろうよと呼びかけられまして、その時間帯の通学路を確保しながら、子どもたちに声をかけていくと取り組んでおられる方々もいらっしゃいますし、また子どもたちの帰りの時間に合わせて、できるだけ散歩をその時間に合わせようよと声をかけ合って、子どもたちの下校と一緒に関わっていただく方々のお話も伺っているところです。

統計によりますと、大体夕方の交通事故発生率が最も多くて 36%という数値も出ています。そういう時間帯に、地域の方々がお忙しい中に関わっていただくことは、本当にありがたいと思っています。また、いろんな取組が新聞報道でも紹介されました。改めて各校区内の学校安全に関わっておられる皆様方にも御紹介を申し上げながら、できるところからまた子どもたちの安全確保に御協力いただきますように、私たちからもお願い申し上げ、学校と地域と保護者一体となって取り組んでまいりたいと思います。引き続きよろしくお願い致します。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 教育長の熱い思いを各校区にぜひとも広げていただきたいと思います。

朝、立っておりますと、やはり子どもたちの一人一人の健康というのが分かるわけです。ある朝、雪の日ですけれども、小学校２年生の女の子が靴下を履かずに手で持っているわけです。「どうしたかい」と言いましたら、まだ濡れとるということで、「それはもう早く行って、学校で乾かして、すぐ履かなんたい」ということを話をしました。後から聞いた話でありますと、そこの御家庭がどうしてもお母さんお一人でなかなか手が回らないのではないかということ聞きまして、そういう子どもたちに対しても私たち大人がうんと声をかけてやらなければいけないということを思ったわけです。

１月から今朝まで４２日目の見守りでした。交通行政担当の政策防災課長も毎朝見守りをされております。阿蘇小学校の見守り活動をしていただいている皆さんに感謝いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君）　３番議員、児玉正孝君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の一般質問を終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後３時０４分　散会